

参議院商工委員会會議録第三号

昭和三十五年十二月十九日(月曜日)午前十時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君

委員

赤岡 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
山本 利壽君
阿具根 登君
阿部 竹松君
近藤 信一君
吉田 法晴君
向井 長年君

国務大臣 椎名悦三郎君
通商産業大臣 池田正之輔君
国務大臣 迫水 久常君
政府委員 経済企画庁 中野 正一君
調整局長 樋口 誠明君
通商産業大臣官房長 榎田 誠明君
通商産業省 松尾 金藏君
企業局長 小山 雄二君
中小企業庁長官

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

説明員

外務省経済局 白幡 友敬君
外務省参事官
通商産業省通 柿坪 精吾君
商局振興部長
通商産業省 今井 博君
石炭局長

本日の会議に付した案件

○経済の自立と発展に関する調査
(通商産業大臣、経済企画庁長官及び科学技術庁長官の所信表明)
○海外経済協力基金法案(内閣提出、衆議院送付)
○連合審査会開会に関する件

○委員長(鈴木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。
最初に、理事会において協議いたしました結果に基づき本日の審議予定について報告いたします。本日は最初に、経済企画庁長官、通商産業大臣、科学技術庁長官から、それぞれ所信を聴取いたします。その後、一昨十七日衆議院から送付されました海外経済協力基金法案につき補足説明を聞き、引き続き事務当局に対する質疑を行ないます。以上御了承をお願いいたします。それでは、これより順次所信の表明をお願いいたします。

○国務大臣(迫水久常君) まず最初に、先日当委員会に、私未熟のために出席する機会がうまくいかぬために、皆様方におおきく迷惑をおかけしたことをおわびを申し上げます。

ごあいさつを申し上げます。

このたび、私は、再び経済企画庁長官に就任いたしました。今後、特に皆様方にはお世話に相なることが多いと存じます。私も一生懸命に責務を果たして参る所存でございますから、何とぞ皆様方の御協力のほどをよろしくお願いいたします。以下若干申し上げさせていただきます。

経済企画庁の任務は、長期経済計画の策定推進、基本的経済政策の企画調整等を行ない、もってわが国経済の安定成長を期するところにあります。

ここ数年間における日本経済の成長は、まことに目ざましいものがあります。が、本年度においても、引き続き安定した基調の上に、順調な拡大を続け、実質において一〇%をこえる成長が見込まれる状況であります。このようになわが国経済の成長力を今後も十分に発揮させることも、わが国経済の体質的な弱点を是正し、国際社会における地位の向上をはかるため、政府におきましては、先般経済審議会から答申のありました「国民所得増進計画」を基として、画を決定し、これを経済運営の指針として、今後おおむね十年以内に国民所得を倍増し、もって雇用の改善、民生生活の向上をはかることになっておりますので、私といたしまして、この達成に、できるだけの努力を傾けたいと存する次第でございます。

このような経済の安定的成長を期するため、経済企画庁として力をいたしたいと思っております第一の点は、物価の安定を維持することであり、先般政府が消費者物価対策連絡協議会を設置いたしましたことは御承知の通りであります。今後ともこれを活用し、関係各省との連絡協調のもとに、総合的な物価対策を推進し、もって物価の安定と消費者の立場の擁護を極力はかってゆきたいと存じます。

第二の点は、わが国の産業構造の二重構造、とくに地域格差等の各種格差を緩和し、是正してゆくこととあります。

このため、経済企画庁としては、総合的な見地に立って、低開発地域の開発の促進など、各般の施策を積極的に推進して参りたいと存じ、全国総合開発計画をできるだけ早く策定したいと考えており、現在国土総合開発審議会の全国開発部会において作業中であり、

第三の点は、貿易の振興であります。最近の海外経済情勢、とくに世界自由化の趨勢に即応し、また、最近米政府がとった国際收支改善措置に対処してゆくためにも、今後貿易振興には一層の努力を払う必要性が大きいのであります。貿易振興のためには、各種の対策が必要であることはもちろんであります。が、わが国経済の発展に要するところの経済協力の促進は、特に重要であると思っております。今国会に、東南アジア等との経済協力を促進するため、海外経済協力基金の設置を目的とする法案を提出しておりますもの、この趣旨にはかならないのでありまして、何とぞよろしく御願いたします。

日本経済が、政府の企図いたしておりますような高度の成長を達成するためには、国民全体の創意と努力に負うところが大きいのであります。政府の使命もまた極めて重要であることを痛感するのであります。つきましては、今後とも一層の御努力をお願いいたします。次第でございます。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、椎名通商産業大臣にお願いたします。

○国務大臣(椎名悦三郎君) このたびの第二次池田内閣の出現にあたりまして、はからずも通産大臣を拝命いたしました。不敏不才でございますが、皆様の御鞭撻と御支持、御協力によりまして、誤りなきを期したいと考えております。

この際、通産政策に対する私の考え方を申し上げます。

通産政策の重点につきましては御説明申し上げますが、皆様御承知のよう、わが国の経済は、戦後直後の荒廃からみごとに立ち直り、特にここ数年の間は諸外国にもその例を見ないまでにまことにめざましい成長発展を遂げてまいりました。しかもこの間国際收支は黒字基調を続け、物価の上昇もきわめてわずかであります。かくのごとく健全な姿において順調な経済成長をみるのができましたことは、まことに御同慶にたえません。しかしながら、わが国の経済の水準は、欧米の先

進団に比較いたしますと、いまだはるかに及ばないのであります。さらに一段と国民経済の高度成長を実現することが必要であることは申し上げるまでもないところであります。政府において今後の政策の指針とすべく所得倍増計画の立案を検討しつつありますのもこの趣旨にはかならないのであります。

日本経済は、現在貿易自由化の急速な推進をはかるといふ課題に当面しておりますが、貿易の自由化も世界の自由経済体制の進展に即応してわが国経済を今後一そう拡大したすための前提であるとともに、企業の合理化意欲を刺激してその体質改善を促し、今後の経済発展の基礎固めをなすものであり、わが国経済の高度成長を実現するための手段でもあると存じます。政府といたしましては、この円滑な推進をはかるべく、貿易特許自由化計画大綱を決定いたしておるのでありますが、今後この線に沿って、内外の諸情勢の推移に十分考慮を払いつつ自由化に伴って惹起されるであろうところの諸問題を経済成長の阻害要因とならないよう解決するための対策の確立と相まちまして、手順よくこれを推進して参りたいと存じます。

このように、私といたしましては、日本経済の当面の課題は、貿易自由化を円滑に推進しつつ経済の高度成長を実現することにあると存するのでございますが、今後通商産業政策を進めるにあたりましては、この課題の達成に施策の重点をおきまして、所要の対策を強力に推進して参る所存でございます。

施策の第一は、企業の体質の改善、産業技術の振興などにより、産業の国際競争力を増進すること、なかならず機械工業を中心とする重化学工業を急速に育成いたしまして、わが国の産業構造を重化学工業化の方向に誘導することにあると存じます。

わが国の経済の高度成長を先導するものは、申し上げるまでもなく、鉱工業部門であります。先般経済審議会より答申をいただきました所得倍増計画におきましても、今後十年間にわが国の経済規模を二倍の水準にまで高めるためには、鉱工業部門は三倍に近い成長をおさねなければならぬこととされておるのであります。しかして、鉱工業部門のうちにございまして、今後の国内の需要の動向と世界貿易の趨勢からいたしまして機械工業を中心とする重化学工業に特に大きな成長が期待されているのであります。

他方、鉱工業生産の大幅な上昇に伴って増大する輸入需要をまかなうためには相当の輸出の伸長を実現することが必要であり、所得倍増計画におきましても、四十五年度における輸出は三十五年度の二・二倍に当たる九十三億ドルを期待しているものであります。しかしながら、従来のわが国輸出の大宗をなしております軽工業品や船舶の伸びは必ずしも樂觀を許さないのであります。重化学工業品中心の方向に向かつている世界の貿易市場の動向に適合すべき重機械等の輸出の伸長に大きな期待をかけるを得ないのであります。

このようにいたしまして、生産構造、輸出構造とともに、機械工業を中心とする重化学工業化を達成することは、経済の高度成長を実現するための鍵と申すべきであります。これらの産業の国際競争力の現状をみますると、設備が老朽化し、技術が立ちおくれ、生産体制も整備されておらないことなどのため、いかなるが、欧米諸国の産業にははなだ立ちおくれいている状態にあるのであります。今後世界の貿易市場をめぐる国際競争が一そう激化いたしますとともに、貿易自由化の実施を控え、この課題の達成は決して容易なものとは考えられないのであります。したがって、これが達成のために必要な対策を積極的に推進することを今後の通商産業政策の中核といたしますとともに、財政、金融等の部面においても強力な支援を期待いたす次第でございます。

重点の第二は、輸出の振興と経済協力の推進であります。先ほども申し上げましたように、経済の成長を実現するためには、輸出の伸長は不可欠の前提であります。しかしながら輸出の伸長は、世界各國の貿易競争が、ますます激化いたしますとともに、世界の貿易構造が変化しつつあることからいたしまして、その達成は決して容易ではありません。特に最近相次いで発表された米国の一連のドル防衛措置は、直接特需輸入及びI C A資金による輸出の減少を招きましますとともに、米国の輸出促進のための努力が一そう強められることにより第三国市場においてわが国の輸出との競合が激しくなることは明らかであります。これらの事態により、わが国の国際収支の動向に決定的な影響があるものとは考えられませんが、決して樂觀を許さないものがあるのであります。この際かかる新情勢に対処いたしまして、輸出の振興に必要な施策につきま

しては、今後とも一そうの拡充強化に努める所存でございます。

かかる見地に立ちまして、最近において問題となっておりまます輸銀資金確保の問題につきましても積極的な方針でこれに臨む所存でございます。すなわち日本輸出入銀行の資金需要につきましては、最近におけるプラント輸出の伸長、大口の特別案件の進捗等からいたしまして著しく増大いたし、このため今国会に提出いたしております本年度補正予算案におきましても百二十五億円の追加出資を行なうことといたしました。これにより本年度最小限八百五十億円の貸出規模が確保されるものと期待いたしておりますが、今後とも輸銀融資の需要は増大の一途をたどるものと思われましますので、この際所要の資金の確保につき抜本的な対策を講ずる必要があるものと考えます。

なお融資条件につきましては、補正予算案の策定にあたり、輸入金融、投資金融に關する貸付金利の引き上げなど一部改訂が行なわれることとなつたのであります。輸出金融の金利についてはプラント類の輸出の現状にかんがみ、さしあたりこれを現行水準に据置くことといたしたのであります。また輸出所得控除制度につきましても、税制改正の一環として、一部には本制度の廃止ないし大幅な縮小を主張する意見もあるやに聞いておりますが、この制度は従来から輸出の振興に多大の寄与をなしており、かつその恩恵があまりく中小企業に均霑する意味におきましても、今後ともその存続をはかりたいと考えております。

次に、経済協力の問題についてであります。低開発国に対する開発の援助は、先進工業国としてのわが国の責務であり、我が国にとつても輸出の増大、輸入原料の確保等の面で重要な意義を有しているものであります。今後大いにその促進に努める所存であります。

このため、政府といたしましてはさきに不成立に終わりました海外経済協力基金法案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律案の二法案を今特別国会に提出いたし、その早期成立を期することとした次第であります。今後とも、従来から行なわれてきた民間海外投資、延べ払い条件の経相等をさらに積極的に促進いたしまして、国力の許す限り、直接借款方針を推進する等積極的な施策を講ずることといたしたいと存じます。

重点の第三は、中小企業の振興であります。所得格差の是正は経済成長と並んで経済政策の基本的な目標であります。わが国経済において中小企業は生産、輸出等の諸般の面において重要な役割を占めており、政府としても従来よりその振興には大いに努力して参つたのであります。いまだ大企業に比して生産性や資金等の水準が著しく低いのが現状であります。今後は貿易の自由化の進行に伴って国際競争もますます激化することが予想されますので、その一そうの近代化合理化を推進し、競争に打ち勝ち得る実力を増進するとともに、進んで経済の高度成長実現の過程において中小企業の地位の向上発展をはかるため、中小企業の振興のための施策を強力に推進して参る所存であります。

助は、先進工業国としてのわが国の責務であり、我が国にとつても輸出の増大、輸入原料の確保等の面で重要な意義を有しているものであります。今後大いにその促進に努める所存であります。

このため、政府といたしましてはさきに不成立に終わりました海外経済協力基金法案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律案の二法案を今特別国会に提出いたし、その早期成立を期することとした次第であります。今後とも、従来から行なわれてきた民間海外投資、延べ払い条件の経相等をさらに積極的に促進いたしまして、国力の許す限り、直接借款方針を推進する等積極的な施策を講ずることといたしたいと存じます。

重点の第三は、中小企業の振興であります。所得格差の是正は経済成長と並んで経済政策の基本的な目標であります。わが国経済において中小企業は生産、輸出等の諸般の面において重要な役割を占めており、政府としても従来よりその振興には大いに努力して参つたのであります。いまだ大企業に比して生産性や資金等の水準が著しく低いのが現状であります。今後は貿易の自由化の進行に伴って国際競争もますます激化することが予想されますので、その一そうの近代化合理化を推進し、競争に打ち勝ち得る実力を増進するとともに、進んで経済の高度成長実現の過程において中小企業の地位の向上発展をはかるため、中小企業の振興のための施策を強力に推進して参る所存であります。

かかる見地から補正予算案におきましても、商工組合中央金庫に対する出資金を二十億円増加し、その貸付規模を拡大するとともに、中小企業金融公庫、国民金融公庫とともに、その貸出金利の引き下げを実現することとした次第でございますが、今後とも政府関係金融機関の強化充実、税負担の軽減、設備近代化補助金の拡充、信用補完制度の充実をはかることも、往々にして過当競争に陥りがちな中小企業の組織化、共同化の推進や、診断指導制度の充実、商工会の運営の強化拡充、中小企業業種別振興法の積極的運用など従来の施策を一そう強力に推進し、さらに中小企業のための団地の造成など新しい施策も積極的に講じて参る所存であります。

重点の第四は、産業立地問題の解決をはかることにも、後進地域の開発を促進することにあります。

今後日本経済を大きく伸ばしてゆくためには、国として産業の立地条件を積極的に整備してゆくことが必要であります。その中で、所得倍増計画実現のための重要な方策として、産業立地条件の整備を積極的に推進して参る所存であります。しかしてこれが推進にあつては、従来の大工業地帯は工場が集中して行き詰まつておるので、新しい工業地帯を造成する必要があるとともに、地域間に存するはなはだしい所得格差を是正することが国民経済全体の均衡ある発展を実現するために必要でございますので、低開発地域の開発に十分力を入れて所要の対策を推進することといたしたいと存じます。

最後に、電力、石炭、石油等のエネルギー問題について一言いたしたいと存じます。

存じます。低廉なエネルギーを豊富に供給することは経済発展のために不可欠の前提でありますので、かかる見地に立つて総合的な長期エネルギー政策を確立し、各種のエネルギー供給産業に對して適切な対策を講じて参る所存でございます。

特に石炭鉱業に關しましては、エネルギー消費の変革に伴つて著しい苦境に立つており、その打開が急がれますので、今後一そう近代化、合理化を推進するとともに関係各省と協力して炭鉱離職者に対する援護措置を積極的に進める方針でございます。

なお、最近石炭鉱山の災害が相次いで起こりましたことは、まことに遺憾にたえません。すでに発生した災害の事後処置を急ぎますとともに、原因を十分に調査し今後の災害発生防止に万全を期したいと存じております。

あいつを申し述べさせていただきましたと存じます。

最近、世界各国の科学技術水準の向上はまことにめざましく、世界の政治、経済、外交その他各分野にわたつて、基本的な影響を与えているというこ

とは御承知の通りであります。この世界的な技術革新の趨勢に對処し、わが国経済の成長と国民福祉の増進をはかるためには、特に科学技術を飛躍的に発展させなければならぬことは申すまでもありません。ことに、現政府におきましては、国民所得倍増計画の遂行と全面的な貿易自由化計画の推進をその政策の重点として取り上げてお

りますが、その重要な基盤としても、科学技術の振興に特段の配慮をしなければならぬと確信いたします。科学技術の振興のためには、優秀な科学者、研究者の大量の確保、あるいはその地位、待遇の向上が前提条件となることは言うを待ちません。しかし、その実現のためには、幾多の困難な諸問題が横たわつておりますが、私は、全力を傾けて、これら諸問題の解決とその他諸般の問題についても十分留意して、わが国科学技術の振興をはかる覚悟でございます。その中で、当委員会の委員各位の積極的な御支援を特にお願い申し上げます。

○委員長(御木幸弘君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(御木幸弘君) 速記を始めて下さい。

なお、所信表明に対する質疑は、予算委員会との関係もございますので、他の適当な時期に譲ることといたします。御了承願います。

○委員長(御木幸弘君) 次に、海外経済協力基金法案を議題とし、事務当局から内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(中野正一君) それでは私から、お手元にございます今度御審議を願います海外経済協力基金法案についての内容の概略を御説明いたさせていただきます。

お手元にありますように、第一章は総則で、最初の一条に目的を掲げてございまして、「海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外経済協力を促進することを目的とする。」というふうにございまして、御承知のように、東南アジア地域その他の開発途上にあります地域は、資源の開発利用なり、あるいは工業化というものを急いでおりまして、これによりまして急速なる経済の発展と国民生活の向上を意図しているわけでございますが、そのためには、何といひましても、資本面あるいは技術面で多くの点につきまして先進工業国に期待をしているわけでございます。また、一方先進工業国の側からいひましても、このような要請に応じまして、これらの国に對して経済協力をする、経済協力を推進するということとは、それが直ちに直接的な貿易の増加なりというよりなものに結び付かない場合でも、結局は世界的な経済の地獄的な格差といひますか、地域の不均衡といひますか、そういうものを是正いたしまして、長期的に

は経済環境を向上し、ひいては輸出入市場の開拓確保ということにも資することになるわけでありまして、経済協力を積極的に進めようという空気が非常に最近強くなつて参りました。御承知のように、今度法律を出しまして出資をすることになっております。いわゆる第二世銀といふものがございまして、特に低開発国に對して低利または長期の資金を貸す、また、その貸した金の返済も現地通貨でよろしい、いわゆるソフト・ローンというよりな形で積極的に低開発国の経済発展を援助しようといふことになって参りました。また、御承知のように、低開発国援助グループといふものが十カ国で開催されて、すでに三回は会議が行なわれておりますが、そういう会議の発足等によりまして、国際的規模におきまして、お互いに先進諸国が協力をいたしまして、低開発国の経済援助をやるというところになってきたわけでございます。このような情勢下にありますので、わが国といひましても、経済協力を一そう積極的に推進するといふ必要が非常に強くなつて参つたわけでありまして、従来、御承知のように経済協力に必要な資金の提供機関といたしましては、わが国には、輸出入銀行があるわけでございますが、これも今まで相当活発にやっております。現在で輸出入銀行の融資残高といふものが一千億をこえるということになつておりまして、この輸出入銀行は金融機関でございますが、その性格上、どうしても貿易を主とする経済協力、すなわち、直接的にわが国の輸出入市場の開拓ないしは確保といふものを目的といたします金融を

行なうものでありまして、先ほど来申し上げました開発途上にあります低開発国の地域の産業開発に寄与することを目的といたします経済協力の要請に應ずるための金融には、なお不十分な点がございまして、そういう意味合いから申しまして、今度提案いたしております海外経済協力基金というものは、端的にこの要請にこたえまして、東南アジアその他開発途上にあります地域の産業の開発に寄与することを直接の目的として、その開発に必要な資金でありまして、この法律にもありますように、輸出入銀行ないしは一般の金融機関からは資金の供給を受けることがむずかしいというものを、この基金から、融資ないしは出資というふうなふうな業務、また、必要がある場合には基金がみずから調査をする、また、あとで法律に出て参りますが、こういう開発事業に協力するのにはいろいろ準備的な調査が非常に必要なのでございまして、そういう調査のために必要な金も貸す、また、いろいろなプラントなり工場を作る場合に、試験的にこれを現地でやってみるという必要もございまして、そういう試験的な実施のための金も供給し得るというふうなふうな、輸出入銀行よりもっと幅の広い、またゆるやかな条件のもとに資金を円滑に供給してやろう、こういう必要性から出て参ったわけであります、この第一条の目的のところはそういう意味合いでございまして、なお、第一条の三行目に「その円滑な供給を図る等」とございしますが、この「等」の意味はあとで御説明申し上げますが、輸出入銀行と違ひまして、一般的に独自の調査権限を本基金は持つておりますので、そう

いう調査事務をやりますので、それは資金の供給だけではございせんので「等」という字をつけてあるわけでございます。

それから第二条は、「経済協力基金を法人とする」、それから三条が事務所、四条が資本金でございまして、付則の七条のところにございまして、日本輸出入銀行から継承した資産の金額五十億——ちよつと七条を見ていただきますと、付則の七条に「基金は、その成立の時に於いて、例の経済基盤強化法によりまして五十億の金を政府から輸出入銀行に出資をしておりまして、これは東南アジア開発協力基金として現在積んであるわけでございまして、これは国際的な協力機関に出資するために積んであったわけでありますが、そういう事例が今まで起こりませんでしたので、この五十億は三十三年になってからございまして、この五十億を輸出入銀行からこの基金に出資をさせるということになっております。従つて資本金は、まず輸出入銀行から承継いたします五十億と、それからその次の付則の八条の第二項というものは、この五十億の金の運用益というものが出て参つておりまして、これをまた別個に輸出入銀行では積み立てることにしてありまして、この積み立てた金も一緒に輸出入銀行から引き継ぐ、これは十月末現在で三億七千五百万円ほどの運用益になっております。この三億七千五百万円は十月末でございまして、この基金が来年度の三月中旬にはできると思いますが、そのほかに成立の日までの運用益をプラスしたものを本基金が輸出入銀行から引き継い

でそれを資本金にすると、こういうこととでございまして。その次に政府が必要と認めるときは予算の定める金額の範囲内において基金に追加出資をすることができるといふことで、基金は今後相当各方面から期待もされておりますし、資金は五十億だけじゃ非常に少いじゃないかという議論も相当強いわけでございます。政府としてもできるだけ来年度の予算におきましてこの出資を増額をしたいといふことで、われわれとしても今予算の折衝をしておりまして、追加になりますといふと、その第三項で、前項の規定による政府の出資がございましたときには、その出資額によつて資本金を増額するといふ規定を置きまして、一々法律を改正をしないで、出資金が増額できる、予算だけで、予算で定めれば法律の改正を待たずして資本金が増額になるという規定になっておるわけでございまして。それからその次は、第五条は定款でございまして、これは例文でございまして、説明を省略させていただきます。

第六条は登記、それから名称の使用制限、民法の準用といふことになっております。

以上が総則でございまして、その次に役員等、第二章に入りたと思ひますが、この基金は、役員といたしましては総裁一人、理事が二人、監事一人という強力簡素な機構で発足したいといふふうに考へております。理事につきましては二人では足りないじゃないかといふような議論もあるわけでございますが、まだ発足早々のときは資本金もそんなに多くありませんし、また

将来事業活動の範囲が非常に広がった場合に、そういうことは考へていつたらしいじゃないかといふふうに考へております。

総裁の職務、権限が第十条にございまして、監事、それから役員に任命につきましては、総裁と監事は総理大臣が任命をする。理事は総裁の任命、その理事二人の中で第十一条にございまして、一人は日本輸出入銀行の総裁の推薦に基づいて輸出入銀行の理事の中から選ぶといふことで、二人の理事のうち一人は輸出入銀行の理事が兼任をするといふことになっております。

先ほど御説明いたしましたように、本基金は、輸出入銀行では資金の供給がうまくいかないといふようなものになっておるわけで、輸出入銀行との関係は非常に密着でございまして。あとに条文がございまして、輸出入銀行との関係については、基金で調整をする義務があるようになつておりますので、また、実際の事務的な審査、調査等につきましては、窓口を一つに輸出入銀行にいたしまして、輸出入銀行に事務的なことを委託するといふ建前になつておりますので、そういういろいろな点からいまして、輸出入銀行の理事に兼任された方が適切であろうといふふうに考へまして、十一条の規定が置かれておるわけでございまして。

それから次は、役員の任期、それから役員に欠格事項、それから役員に任命するに当たり、内閣総理大臣なり総裁なり任命権者は、十四条に該当するに至りましたときは役員を解任する。それでその次に、「職務上の義務違反がある」とか、あるいは「職務の執行

に堪へない」といふ場合には「その役員を解任することができる」といふことで、解任権を認めておるわけでございます。

それから第十五条は、役員に兼職禁止の規定でございまして、これは、こういう特殊法人には大体ある規定でございまして、ただし書きがついておる。そして「経済企画庁長官が、役員としての職務の執行に支障がないものと認め承認した」とときには兼任を認めるといふ規定にいたしておるわけでございまして、たとえば、総裁につきましては、一部ほかの仕事をして、この基金の運営には差しつかえない、また、そうした方がいい人が得られるというふうな場合も想定いたしまして、長官の承認した場合に兼任をしてもよろしいという規定を置いたわけでござい

ます。

十六条は代表権の制限、それからその次の十七条において「基金に、運営協議会を置く」、これは非常にほかの特設法人とちよつと変わったところでありまして、この経済協力という仕事は、御承知のように経済外交という面では外務省、それから通商、産業、貿易という点では通商産業省、また農業関係が海外に進出して参る場合には農林省、あるいは建設省、また為替金融という面におきましては大蔵省といふことで、非常に、関係をいたしております官庁が多いわけでございまして、従つて、この基金を運用する場合にも、常にそういう関係官庁の意見とらなければならぬのが実情でございまして、そういう意味におきまして、この基金に運営協議会を置きまして、

ここにありますが、「総裁の諮問に
応じ、基金の業務の運営に關する重要
事項で關係行政機關の所掌事務と密接
な關係があるもの」この二つの制限が
ございすが、關係行政機關の所掌事
務と密接な關係があることで、特に重
要事項につきまゝて、運営協議会は総
裁の諮問に應じて審議をする。そうし
てその次の方で「総裁に意見を述べ
る」ということになっておりまして、こ
の基金が一々關係官庁の意見を個々に
聞くということも非常にわずらわし
いわけでございすが、合議体として
むしろこういう運営協議会というもの
を置きまして、これは基金に意見をい
うというにいたしましたわけでござい
ます。4にありますが「關係行政機關
の職員のうちから内閣総理大臣が任命
する委員十五人」というのは、ちよつ
と多いようではございますが、先ほど御
説明申し上げましたように、非常に關
係してある官庁が多いので、少し幅を
広く委員の数はとっておるわけでござ
います。

それから、十八條は職員の任命、そ
れから十九條は役員及び職員、の地位
で、「法令により公務に従事する職員と
みなす。」ということ、この適正を
期したいわけでございします。
その次は第三章、業務でございすが
が、二十條、二十一條に業務の範圍と
いうのがございまして、第一條に掲げ
ました目的を達成するための業務とい
たしまして「東南アジア等の地域の産
業の開發に寄与し、かつ、本邦との經
済交流を促進するため緊要と認められ
る事業」、これを開發事業と名づけま
して、そのために必要な金を貸しつけ
る。第二項は、特に必要がある場合に

は、貸しつけただけではどうしてもうま
くない、非常に資金が長期に出ま
して、やはり出資ということでない
と、その開發がうまくいかないというよ
うな場合には出資をすることができ
る。これは輸出銀行と非常に違つてお
りまして、輸出銀行は出資をするとい
う規定はございせん。従つてこの
基金は金融機關というよりは、どちら
かと言へば、投資機關と言ひますか、
事業会社と言ひますか、そういう性格
の多い特殊法人であるということが言
えると思ひます。第三項「開發事業の
準備のために必要な資金を貸し付け
ること。」、開發事業の準備、調査の
ための金を貸し付けることができる、
また試験的実施をするという必要も
ございします、そのために必要な金を
貸し付けるということになっておりま
す。これは特に今後東南アジア等にわ
が国の中小企業が進出するといふよう
な場合には、やはり予備的な慎重な調
査などは必要だろふと思ひますので、
この規定の活用によりまして、中小企
業あるいは農業、水産業といふような
事業が海外に出る場合には、非常にこ
の規定が活用されるのじゃないかとい
ふふうに考へております。それから、
「前三號の業務に關連して必要な開發
事業に關する調査を行なうこと。」が
できる。こういう規定を置いておるわ
けであります。

それからこのようないふ貸付なり出資と
いふものは二十一條でいろいろの制約
がございまして、開發事業について輸
出入銀行なり一般の金融機關から通常
の條件で資金の貸付を受けることがむ
ずかしい、あるいは基金以外の者から
出資を受けることがむずかしいといふ
場合に貸す。それからその次に、「開
發事業に係る事業計画の内容が適切で
あり、その達成が確実であると認めら
れる場合」にも貸すといふことになつ
ておるわけでありまして、通常の條件
で貸付を行なうことがむずかしい場合
といふのは、輸出銀行でありまして
と、業務方法書によりまして、いろい
ろ細かい条件がついておりまして、
期間、期限なり、輸出銀行でありま
すと、一般的には期間を十年以内と
いうことになっております。それから
海外投資金融あたりでございしますと、
金利は四分五厘以上といふことになつ
ております。それから償還でありま
すが、償還につきましてはその貸した
金の償還確実なものと規定がござ
いまして、償還確実なといふことにな
ります、必ず必要十分な担保を取ら
ないといふことが条件になっておるの
でありまして、そういうような貸付条件
から見まして、当該開發事業に金を借
る場合には、とてもそういう条件には
あてはまらないといふ場合には、こ
の基金の方でその金を貸すことができ
るわけでありまして、われわれの今
考へては、業務方法書で、基金の方で
業務方法書を作りまして、經濟企画
長官の認可を受けることになっており
ますが、今申し上げました貸付の期間、
貸付の利率、担保条件といふような
ものは輸出銀行よりも相当緩和をし
たしまして、特に担保条件につきま
しては、その次にありますように、事業
計画の内容が適切でしかも達成確実と
いふふうに、いろいろの点から見て認
められるといふ場合には、必ずしも十
分な担保を取らなくてもいいといふ解

釈ができるわけでありまして、そ
ういふ点につきましては輸出銀行よりも
うんと弾力的な運営ができる、それが
また本基金の特徴になつておるわけ
であります。そういう貸付のいろいろな
期間でありまして、利率でありま
すとか、あるいは担保条件といふよ
うなことにつきましては、業務方法書
で詳細を規定をいたしまして、經濟企
画長官の認可を受けることになつて
おるわけでありまして、
それから二十三條で、事務の一部、
これはもちろん意思決定にかかわるよ
うな重要なことを委託することはも
ろんでできませんので、まことに事務
的な点、たとえば受付であるとか、受
付けて、それを調査する、審査とい
ふような事務的なことの一部分を輸
出入銀行に委託するといふことにし
ておるわけでございします。
二十四條は、先ほどちよつと言ひま
したが、基金は輸出銀行との業務の
調整に努め、また一般の金融機關と競
争してはならない。こういう規定で
ございします。
第四章は、財務及び會計でございま
して、これは大体ほかの特殊法人とは
ほぼ同じようなことになっておりまし
て、二十五條が事業年度、二十六條が
収入及び支出の予算等の認可、これは
經濟企画長官が本法律の主管大臣で
ございしますので、經濟企画長官の認
可を受ける。それから決算、財務諸表
等につきましても、これを決算が済み
ますといふと、もちろん企画長官の
承認を受ける。それから利益及び損失
の処理でございします。二十九條にあ
りますように、毎事業年度利益が出ま
した場合には前事業年度から繰り越した損
失を埋めて、なお利益が上ればそれ
を積立金として置いておくといふこと
で、輸出銀行等につきましては御承
知のように相當の剰余金が出ますと國
庫に納付することになっております。
本基金はその性質上ある程度赤字が出
るといふことも予想されますので、出
た利益については全部この基金に積
んで置く。そうしてそれでこの損失を埋
めていくといふような考へ方で國庫納
付の規定はございせん。
それから第三十條が余裕金の運用で
あります、國庫の保有なり資金運用
部への預託、日本銀行への預金とい
ふことで、實際上は資金運用部に預けて
運用費を出すといふことになると思
ひます。
三十一條は、給与及び退職手当の支
給の基準、これは役員及び職員につ
きまして、給与なり退職手当の基準を
作ります、これは經濟企画長官の
承認を受けることになっております。
それから關係の法令につきましては總
理府令に委任をしております。
第五章は監督でございまして、基金
は經濟企画長官の監督下に置く。そ
うしてこの法律を施行するために必要
がありますときは、基金に対してその
業務に關して監督上必要な命令がで
きるのだといふふうにしておるわけで
ございします。
報告、検査、これも大体例文でござ
いします。
それから次に第六章、雜則でござい
まして、三十六條をこらへいただいた
いのでありますが、經濟企画長官は
この法律の規定によつて認可なり承認
をしよとするとときは、關係のありま
す外務大臣、大藏大臣、それから通産

大臣に協議をするということにいたしてあります。これも先ほど御説明いたしましたように、大蔵省なり外務省なり通産省が非常に経済協力については密接な関係がございますから、こういうところと十分連絡をとってやるという意味合いにおきまして、協議の規定を置いたわけであります。

第七章は、開闢でございます。これも大體例文でございますので、これも省略させていただきます。

附則になります。施行期日であります。公布の日から起算して三十日をこえない範囲において政令で定める日から施行をいたします。それから附則十八条から二十条までの規定というのは、輸出入銀行なり経済基盤強化法によりまして積み立ててありました金をこの基金がでる日にそれを引き継ぐ、先ほど申しました五十億とその運用益の三億何がしというものを、本基金が公布の日から三十日以内で現在の法律を施行いたしまして、そうして總裁、監事という方々になるべき人を内閣総理大臣が指名をいたしまして、そうして設立委員をきめまして、この基金の設立の事務をやるわけでございます。そうして三十日以内に、公布した日からなるべく早く基金の設立にかかりまして、その設立をした日に十八条から二十条までの規定を同日付でもって施行をする。そうして基金ができたときに輸出入銀行の方からその五十億、それとプラスの運用益というものを引き継ぐということのためにこういう二段構えになっております。基金の設立につきましては、普通のあれと変わっておりません。七条、八条におきまして輸出入銀行から資産

を承継するということになっているわけでございます。大體三十日と六十日でありまして、大體九十日以内にでき上がることになるわけでありまして、できれば本年度中に本基金を成立させたいということ、この九十日という制限をおいておるわけでありまして。

あとは大體経過規定でございます。関係の法律の改正でございますので、説明を御省略させていただきます。以上をもちまして補足説明を終わります。

〇委員長(御木幸弘君) ちよつと速記をやめて下さい。

〇委員長(御木幸弘君) それでは速記を始めて下さい。

〇赤間文三君 お尋ね申し上げます。この海外経済協力基金法案であります。これは非常に重要な、国としては非常に有効なものと考えております。ただ私の尋ねたい一点は、輸出入銀行では、御説明で不十分だ、あるいはやりにくい点が多い、そういう意味でいろいろものを設けるのだとあります。私が、私は大體いろいろな点から見ても、なかなか関係者が多く、なかなか仕事の能率をあげるといふことは困難だといふ点が多い。そういう点から考えてみて、輸出入銀行法、これに關係するものを改正して、大部分の仕事がやれるようにすれば、大體この基金を設けなくても目的が達せられるんじゃないか、現在の輸出入銀行法そのままでやれない点が多

多かろうと、御説明の点はわかりませんが、思い切つてこれを一つ改正してやるならば、こういう基金を設けなくても、相当目的を達するのじゃないか、こういうふうには私は考える。それでお願いしたいのは、改正してもどうしてもやれない、それではできないという点を一つ例をあげて御説明をお願いしたいと思います。

〇政府委員(中野正一君) 今御指摘のよう、この基金の目的としていろいろなことを輸出入銀行法を改正をいたしましてやつたらいいじゃないかという議論も、実は政府内でも相当議論をされて、どういふ形にした方がいいか、たとえば輸出入銀行法を改正いたしまして、輸出入銀行の中に投資部といたしまして、特殊投資部といふか、何かそういうものを設けてやつたらいいじゃないかということも考えられておりますが、この協力基金でねらつておりますようなことはどちらかといふと、金融機関としての仕事に非常に不適当なことが多い。また金融機関というものにやらせると、どうしても金融機関のワクの中にはまりまして、運用がうまくいかないのじゃないかという結論を得たわけでございます。絶対これは輸出入銀行の中のあれではいかぬという理由も立ちにくいわけでございますが、どちらかといふと、やはりこういう新しい仕事を始めるわけでございますので、独立した機構がいい。しかし、輸出入銀行とは事の性質上、連絡を密接にとるといふことを先ほどから御説明申し上げたやうなわけでありまして、特に対外的の關係から申しまして、輸出入銀行といふと、どうしても従来から直接日本の

輸出入に結びついた金融をやる、また投資關係につきましても、日本の輸出市場の開拓、あるいは輸入原料の確保というふうな直接的な日本との輸出に結びついた金融機関であるといふことが、もう世界的に非常に通念になつておりますので、対外的關係からいいますと、わが国としてこういうむずかしい産業開拓に直接金を投下していくというふうな、あるいはそれに投資をしていくというふうな仕事であります。やりますと、やはり独立した仕事でやるといふことが対外的關係からいっても、わが国が経済協力に相当本腰を入れてやっていくんだという決意のほどを示すといふんですか、そういうふうな対外的な意味合い、対内的にはやはり輸出入銀行の中へ入れてしまふと金融機関というワクにはめられて、本基金のやりたいとする仕事が行なえないと、こういう判断をいたしました。別個の独立法人ということにいたしました次第でございます。

〇赤間文三君 それは世間の聞こえとかいろいろな点で、こういう特別な機関を設けるといふことがいいとありますが、私の心配するのは、やはり關係機関が多い、こういうものを設けましたもね、なかなか關係機関が多というの、意見がところどころに違つたりして、従来の例から見ると非常なスムーズにいかなければならぬ問題が日多いために意見が違つて成績がなかなか上がらぬというのが私は過去の大きな例だと思ふ。海外発展にいろいろ努力している人の話を聞いてみると、今の意見が違つたために、なかなか仕

事の能率が上がらぬで困つておるといふ例が私は非常に多いのではないかと、こう思う。そういう点からいって、私はできれば機関はあまりよいけい設けるといふことよりも、なるべく機關は少なくし、そしてやはりほとんどと仕事の実質的に伸びるやうなことが方がいいのじゃないかという考えでお尋ねしたのでありますが、今の御説明で大體わかりましたからこの点はけつこうです。

それから次に伺いたいのは、取りあへず五十億ということになつておるのですが、この五十億はどういうところから出てきたのですか。現在ある金をただ引き継いだから五十億というのか、こういう基金としては大體どれくらい金が将来適当なのか、お考えがあるならば伺いたい。

〇政府委員(中野正一君) 今御指摘ありましたように、経済基盤強化法で輸出入銀行に積んでおりました五十億といふものでございまして、これで足りますわけでございますが、今三十五、六年度にかけての事業計画としては事務的にいろいろにやっておりますので、少なくとも百億は金がないといふと、足一年の仕事が十分でないのじゃないかといふふうに考えております。これが不足の分につきましてはまだ幾らと決定はいたしておりませんが、相当の三十六年度予算で増額をいたしましたといふことになりまして、この基金が三十三年度の終わりの間に、これは充足いたしますので、相当の金額でもって仕事が始まられると、この五十億ではもちろん足りないといふふう

〇赤間文三君 私はその五十億はどう

に考えております。

いろいろでできたかというところをお尋ねしたのでございますが、こういう大きな仕事でございまして、やり方にもよりますが、また活動のやり方によると思いますが、思い切つてやらないと、ならば、相当金もかけてやらないと、また形だけのもの、役人ができて人手が入る、でただで効果が上がりにくいんじゃないか。五十億の金じゃ非常に少ないという考えを持っているのです。将来、希望としては思い切つて一つ要るだけの金は予算でも取られるというところが必要じゃないか、こういうふうに考えております。

それから次に伺いたいのは、これは基金ということになっていきますが、これを読んでみても、あるいは公社のような、あるいは公団とか、あるいは公庫というふうな、あるいは金庫とかいうふうないろいろな名前もこのごろずいぶんありますが、こういう公社、公団、公庫なんかとはこれは違ふ点を一つ指摘してもらいたいのですが、ね。そういうものと性質が違ふという点……

○政府委員(中野正一君) この基金は先ほど御説明いたしましたように、金融機関というものは性格は違ひます。従いまして開発銀行、またしいて言へば輸出入銀行とも相当性格が違ふというふうに考えております。一種の投資会社、事業会社的な性格を持つておりますので、特殊法人というふうに考えております。基金という名前がつきましたのは、そういう意味で金融機関と性格が違ふのだという気持を出したいということとで、こういう名前にしておるわけでございます。

○赤間文三君 それではこの団体は資

金の貸付ということよりもむしろ出資というところが中心になるのですか。

○政府委員(中野正一君) 先ほど二十一条のところで御説明したかと思ひますが、この業務につきましても、やはり貸付が原則というところではございせんが、相当金もかけてやる事業の内資になるのじゃないか、しかしそれはあくまで事業金融なりあるいは投資金融ということが主体になるわけでありま。そういう投資金融というふうなことでございまいかなという場合には直接に出資もできる。しかし出資がでるというところは、金融機関とは非常に違つた性格を現わしておるということでは言ひ得るのじゃないかと思ひます。

○赤間文三君 そうすると、それではやはり貸付が中心になって出資もできるといふ、中心はやはり貸付というところになっておるのでありますか。

○政府委員(中野正一君) 実際の運営はそういうことになると思ひます。

○赤間文三君 それじゃ何いですが、この基金でさうさく一つ取り上げてみようとしようとする事業をお考えになっておられますか。

○政府委員(中野正一君) 従来いろいろこれは通産省の方で調べておられますが、たとえばボルネオのカリマタの森林開発というふうなもの、これはこれをやる主体が中小企業者が多いというふうなことで、いわゆる担保力が十分ないというふうなことで、この基金あたりの対象になっていくのじゃないかというふうな期待をしております。ただまだこの基金も発足してございせんし、この基金にどの程度期待するかというふうな具体的な話までは進んで

おりません。それからもう一つ、最近インドがあるいはパキスタン等に対して延べ払い輸出をやるときは、向こうの方としては非常に外貨が不足しておりますので、延べ払い輸出のあるいは一割とか二割とかという一部を投資にかえてくれ、こちらからの投資にかえてくれというふうな要求が相当強く出て、これも通産省の方にそういう案件が相当参つておるようでありま。これなんかはやはり輸出銀行でございしても取り扱えないので、そのうちの一部を出資に振りかえてやつて、大部分は延べ払い輸出で機械を送るといふようなケースによつて、向こうの産業開発を助けていくというふうなケースは相当出てくるかと思ひます。それからこれはまた具体的にさう進んでおりませんが、東南アジア方面におきましては、水産業であります、こういうものの日本からの進出を非常に希望しておるようでありまして、これも各国いろいろ話がある政府ベースあるいは民間ベースであるようございまして、こういう向こうの水産業の開発と、こういう向こうの水産業者あたりが、出ていくというふうになりますと、やはりこれも資金が相当長期出ますし、また採算等に対しましてはなかなかむずかしい点がありますが、輸出入銀行ベースには乗りがたいというふうなことで、こういうものに対する融資あるいは出資というふうなことでケースが考えられるのじゃないかと思ひます。

○山本利壽君 これの予算が五十億という話が先ほどから出ていたましたが、五十億はすでに三十五年度の予算でも通つておりますね。

○政府委員(中野正一君) はい。

○山本利壽君 そうすると、今度は三十六年度では……まあこの法案が年度内に通ると、その三十五年度予算に繰り込んで、それで三十六年度の予算で使えらる、それで三十六年度の予算で大体希望しておられるのは追加をどのくらいでございませうか。先ほどでは少なくとも百億全体では要すると思ふという話があったが、今度三十六年度の予算にあらためて五十億の追加の予算が出るのか、あるいはもつとそれ以上か、そこらところはどつういうことになっていませうか。

○政府委員(中野正一君) 三十五年度は今の五十億で発足いたしました、三十六年度におきましてはさらに少なくとも五十億は必要というところで今折衝を續けております。

○山本利壽君 この法案で見ると「海外経済協力基金は、東南アジア地域の他の開発途上にある海外の地域の産業の開発に寄与する」と、こうなつていますが、初めに東南アジア地域というところがたつたところから、東南アジアに重点を置くというところですか。あるいは表題が海外経済協力基金だから、たとえば中南米でもあるいはアフリカでも、そこらところは平等に扱うという意味ですか、その点どういうことになっていませうか。

○政府委員(中野正一君) 特に「東南アジア等」として東南アジアを例示して強調してあるわけでありま。御承知のように、もちろんこれは日本としては、地理的關係からいいますと、将来の経済關係等からいいますと、東南アジアとは最も経済的にも協力をしてお互いの連係をとつて、関連

を緊密にして考えていかなければならぬ地域でございまして、特に掲げたわけでございます。しかし東南アジアを初めとする中南米あるいは中近東、そのほかの低開発地域に対しても、これはこの法律の基金の対象にもならんわけではございせん。しかし実際問題といたしましては最近通産省あたりに来ておる実例を見ましても、海外投資等の実例は八割近くは最近では東南アジアの件数が多いということになってございまして、そういうふうな意味合いからいまして、東南アジアに特に重点を置いて運用していくということになると思ひます。

○山本利壽君 いろいろ例が、海外経済協力基金といつたような例が他国にもすでにありますが。たとえば、東南アジアの開発、あるいは市場確保という意味から、ほかの国もこういうことをやっているのか、ほかの国はやっていないけれども、地域的に日本は東南アジア等について非常に重要視しなければならぬから、こういうことをしておるのか、そこらの例を一つ、あるかないか。

○政府委員(中野正一君) 特に東南アジアだけを対象にするというふうなところいろいろはないと思ひますが、ただアメリカ等には例の開発借款基金であるとか、大統領特別基金とかいうので経済援助いたします基金に類するもので、むしろこれは政府直接の基金というふうなことになるかと思ひますが、こういうふうなものはないかと、今例は珍しいのではないかと、今外国の例は詳細な資料が私の手元にございませぬのですが、さう考えております。

○山本利壽君 そうすると、この基金

を利用し得るのは、一体海外における経済開発に寄与しようとする日本人だけがこれを利用し得るのですか、開発を希望するその国の政府、あるいはその国の個人でも申し込むことができるのですか、そこらのところはどのようなことになっていきますか。

○政府委員(中野正一君) 本基金は特別に貸付の対象を本邦人に限っておりません。これは輸出入銀行の方は十八条におきまして大体特別の外国政府に金を貸す場合以外、本邦人、本邦法人という限定が法律にございます。この法律にはそういう限定はございませんで、本邦法人たると外国法人たるとを問わず対象になり得る。ただ実際問題といたしましては、こちらから向こうへ出かけていってやる、あるいはこちらから向こうの会社へ投資をするというようなことで経済協力は行なわれておるケースが多いわけでございまして、実際問題としては、本邦法人となり、本邦法人がおもなる貸付の対象になっている。しかし、実際問題としては、法律上は何も制限をしておりませんので、外国の政府であらうと、外国の個人であらうと、外国の法人であらうと対象になり得るということでございます。

○栗山良夫君 ただいま御説明をいただきました第三章業務、業務の範囲というのが四つに分けて説明がありまして、大体の見込みとして一、二、三、四の事例について、何パーセントぐらいの割合になりますか、一の場合、二の場合、三の場合、四の場合。

○政府委員(中野正一君) まだ四つの仕事のあれで、どの程度のウェイトになるかというところは、はっきりしたことは、もちろんまだわからないわけですが、調査事務でございまして、それは調査をしたからといって、それだけ利益が出るわけじゃないと、それだけ利益が出るわけじゃないと、基金の運用益の範囲内で必要な調査をやるということになっております。一、二、三のうちでは、先ほど申し上げたように上げましたが、やはり海外投資金融というふうな意味合いにおきまして、一、二の貸付事務の範囲がやはり相当多くなると、最近の例からいいますと、延べ払の輸出の一部を投資に振りかえてくれるという例等を中心に基金が取り上げられるというふうなことになるかと、これは相当のウェイトになってくるんじゃないか。それから第三番目のことは、これは先ほど申し上げましたように、農水産業でありますとか、森林開発であるとか、中小企業の向こうに対する協力というふうな例の場合には、やはり準備的な調査なりあるいは試験的実施の一部、小さいプラントをやってみるというふうな用心深い進出が大事だろうと思っておりますので、この業務はやはり一、二に劣らず相当大事な仕事になってくるんじゃないかというふうに考えております。

○栗山良夫君 私の質問が簡単過ぎてよくのみに込んでいただけだったかと思ふのですが、私がお尋ねした質問の理由となつておるのは、大体こういう法律というものは、輸銀があつて、輸銀が日常の業務を遂行していく。ところが実際のいろいろな具体的な事例が出てきて、輸銀では始末が負えませんが、こういうものは新しく作らなければならぬということ、輸銀の仕事を通じて必要に迫られてできる基金であり、そういう法律である。こういう解釈をすれば、私は今の二、三、四の割り振りは当然お答えであつてしかるべきだと存じます。ところがそういう輸銀の問題とは別に、わが国が一つの政策として、後進国の開発を今後積極的策として進めていく。そういう一つの政策を後進国に対して展開するのには、こういう基金があつた方がより弾力性があつて都合がいいのだ、こういうことであらば、これからの仕事であるから、その内容があるいはわからぬかもしれない。そのどちらかということが実際はお尋ねしたかったのです。輸銀というものが今日までやってきて、輸銀の業務権限の範囲内では始末に負えないような後進国のいろいろな経済開発の問題が実際に起きてきている。それを始末するのには、こういう基金を作らなければならぬというものであれば、内容がもう少し計数的なものがなければならぬはずである。そこをお尋ねしている。どちらなんですか。

○政府委員(中野正一君) 本基金ができましたいきさつは、先ほど申し上げましたように、輸出入銀行というもので従来やつて参りまして、どうも輸出入銀行のベースには乗らない。乗らないというのには、今現在の輸出入銀行の規定からいいますと、話を持っていくともとてもあかんというふうな例が、これは内容について私も一々承知しておるわけではございませんが、とても輸出入銀行に持つていくのもだめだというふうなケースがだんだん出て参つたということ、しかし、それだけではなしに、やはり輸出入銀行と別個に

独立の機関を作るといふことは、今後わが国が東南アジア等の地域の経済開発に協力していくというのには、この法案でねらつておられますような事業をやることとの別個の機関があつた方がいい、こういう判断からこれを作つたわけでありまして。

○栗山良夫君 どうもそこがはつきりしないと思うのですがね。そのところが一番重要なところだと私は思うのです。そこで、たとえば、それだけ、五十億の基金がそれで足りるのか足りないのか、あるいは五百億要るのか。そういう金額の絶対値の問題をデイスカスする場合に、今のようないくつかの点にさつぱりつかみどころがないというところになりはしませんか。一体どういふことになるのですか。観念的にいふものはあつた方がいいから作るということであれば、それなりに、それなら五十億でも二十億でもいいかもしれない。そこがどうもはつきりしない。

○説明員(白幡友敬君) 私外務省の主管の者でございます。

今の点に關しまして、外務省の方から御説明をいたします。従来、後進国へのいわゆる経済協力援助、それが大體輸銀に乗つてきております。その問題の、しかも、輸銀に乗せましてなかなかむずかしいといふのは、大體貸付を要求する形のもので一番多いとございます。これは輸銀では、御承知のようにいろいろな貸し付けまする条件が、金利の点あるいは償還期限の点で厳格でございまして、そういう点で不足して参ります。従いまして、全体の比率、正確なパーセンテージはよくわかりませんが、比率から申しますと、やはり貸付の点で輸銀の足りない部分というものが一番大きく出てくると思ひます。

それから、出資といふことになりまして、現在まで外国から投資してくれといふものは比較的申しまして、貸付よりも大體少ないといふことが申し上げられると思ひます。もう一つ、これは従来なかなか出資といふことが、日本の体制からいいますと、むずかしかったといふ点がございまして、日本の方からも出資をしていくといふ例が少なかつたといふことも原因じゃないかと思ひます。

それから、「開発事業の準備のための調査」あるいは「試験的実施」等の問題、これはやはり量的に申しましていふと、もちろんこの必要があるわけでございますけれども、量的に申しまして、やはり第三——順位から申しまして貸付、投資、その次ぐの順位になつてくるのじゃないかといふふうな大體予測をいたしております。はつきりしたパーセンテージを申し上げられませんが、主力をいたしましては貸付の方が主たる案件であります。

○栗山良夫君 そうしますと、今の外務省の答弁だと、こまかいことはよくわからないけれども、一、二、三、四と、この順序に並べてありますが、この順序に従つて資金というものは使われていくのだと、一応了解していいやうですね。ここに書かれてある順序に従つて大きい方からつと並べてあると、こう理解してよろしいですね。そういったしますと、今の私が割り切つて二つ、どちらの理由ですかということをお尋ねしたことにしては、ま

だちよつと理解できない。これははつきりしませんが、ほんとうに考えているらつしやるのは一体どこにあるのか。私はもつと後進国の開発というものは、日本に対して真側に資金援助を要請しているのか、あるいは日本の業者の諸君が積極的に向こうへ働きかけた結果さういふサウンドがあるのか、この辺のところさう少し詳しく知りた

ういふものがあるか。さつぱり内容のデスカスなしに法律を通すということであれはまた別で、また事実さういふ性格の法律であるならば、私は法律としてまた考えようがあると思ひますが、実際に具体的な事例があるといふことならば出したいだきたい。その点はいかがですか。

日本から相当額のクレジットをもらいたいという話がございます。またパキスタンからも、先般繊維機械関係のクレジットを二千万ドル供与を要請されましたが、そのほかにも溶鋼炉でございますとか、あるいは製鋼関係の工場でございますとか、さういふ特にこの地点のこの計画というところが示されない場合には、さういふ種類の事業に対して日本側の協力をお願いしたいというものが相当ございます。またセイロン、肥料工場でございますし、さういふふうに各国に出る参りますのは、具体的にどこをこの工場というところでなくて、日本にできたものを一つ選んでくれというふうな形で出ておりますので、この基金の対象といたしますもの、相手国の要請、それから日本側業者がこれにアプローチいたしまして、いろいろ技術的な検討を加え、計画設計をいたしまして、実行さうなものにこれが適用されるということになりますので、現在来ております要請といふものは、主としてさういふものであるといふふうに御了解いただきたいと思ひます。

て、輸銀の場合でもさういふでございますが、相手国あるいは貿易の状況に従つて適時活動し得るような資金として持つていたいということになりますので、今直ちに来年度五十億追加を要求いたします場合に、これが確実で、国内事業のよりにどの河川をどういふように直したい、ついでにこれだけといふふうな積み上げはできないかと思ひます。

でございますから、もちろん相手の事業が全然採算にも何も乗らないといふようなものを相手にするわけではございませんので、さういふ点については、ただ相当長期にわたる開発といふようなものは、これで大いに取り上げていけるのじゃないか、さういふように考えております。

いと思ひます。今、赤間委員のお尋ねで二、三の例をあげられましたが、その程度のものであれば大したことはないと思ひます。さういふことなのか、さう少しこまかく……。なぜさういふことをお尋ねするかと申しますと、「次の各号に該当する場合に限り」といふので出資のことが書かれてあります。これが、これだつて、さういふ表現といふものは、それは法律上あるいは説明上はこれよりさういふものではないかもしれませんが、これは非常に漠然たる書き方です。開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合、これは非常に抽象的で、さういふ条件に満てるものは出資をすることができるといふこととでは。具体的に今、後進国を対象にして、さういふふうな事業といふのは一体どういふものがあるのか。いろいろのものが言われております。今、実際問題として、先国会では東南アジア経済研究所で、あの法案も作つたし、ジェトロも活動しているし、さういふことから関連して、いろいろな事業計画といふものがあり得ると思ひますが、さういふものを国別に、また事業別に何か一覧にして、今ある資料でけっこうですから、明日でも出して下さいませんか。国別、事業別にど

○説明員(柿坪精吾君) 開発事業の内容容につきましては、二つのルートからわれわれ情報を得ておりますが、一つは業界で海外にいろいろプラント関係を送りたいといふことで活躍してあります業界からの情報と、それからもう一つは、各国でおのおの開発計画、五カ年計画とか七カ年計画を立てまして実施いたしてございまして、その関係から、その中のどれでもいいから日本に適している日本でやれるものを一つ援助していただきたいといふことで出てくる話と二つございまして。そのものは、いづれも業界から出ますもの、あるいは相手国政府から要請されるもの一つになるわけでございますけれども、その間、業界から入りますのは相

○栗山良夫君 今のお話を聞いておると、輸銀がただいま行なつておるような完全な商業ベースで行なわれるのでなくして、日本政府並びに相手国政府を中心として、話し合いの結果、日本が後進国の産業開発に協力をし、文字通り、この法案の意味の通りの非常な政策にかつた資金に使われる、その実行に使われる、さういふ工合に理解していいと思ひますが、さうで

○政府委員(中野正一君) 今御指摘のありましたように、今後の東南アジア等との経済協力推進という大きな意味合いから、さういふ法案を出しておるわけでありまして。その意味では、相手国政府の政府あるいはその政府と相談いたしまして向こうの業界といふもののいろいろな開発計画、それに対するこちらの日本の業者のアプローチの仕方といふようなものを見まして、取り上げていくことになるわけでございます。その意味合いにおきましては、もちろん輸出入銀行の商業ベースとは相

○政府委員(中野正一君) 相手国との関係におきましては、もちろん海外事業へ投資をする、あるいは貸付をするといふことで、相当リスクがあることは、さういふことは御指摘の通りだと思ひます。しかし、これはさういふことでも、投資なり貸付をするといふことでございまして、相当のリスクを踏んで、もちろん事業が内容がよくて、しかもその達成が大体確実であるといふものに貸すといふことになっておりますので、さういふ点については基金として十分調査をいたしまして貸付に当たると思ひます。ただ、実際問題としてこれが回収不能とかいふよう

るいろいろなクレジットをもらいたいという話がございます。またパキスタンからも、先般繊維機械関係のクレジットを二千万ドル供与を要請されましたが、そのほかにも溶鋼炉でございますとか、あるいは製鋼関係の工場でございますとか、さういふ特にこの地点のこの計画というところが示されない場合には、さういふ種類の事業に対して日本側の協力をお願いしたいというものが相当ございます。またセイロン、肥料工場でございますし、さういふふうに各国に出る参りますのは、具体的にどこをこの工場というところでなくて、日本にできたものを一つ選んでくれというふうな形で出ておりますので、この基金の対象といたしますもの、相手国の要請、それから日本側業者がこれにアプローチいたしまして、いろいろ技術的な検討を加え、計画設計をいたしまして、実行さうなものにこれが適用されるということになりますので、現在来ております要請といふものは、主としてさういふものであるといふふうに御了解いただきたいと思ひます。

○栗山良夫君 今のお話を聞いておると、輸銀がただいま行なつておるような完全な商業ベースで行なわれるのでなくして、日本政府並びに相手国政府を中心として、話し合いの結果、日本が後進国の産業開発に協力をし、文字通り、この法案の意味の通りの非常な政策にかつた資金に使われる、その実行に使われる、さういふ工合に理解していいと思ひますが、さうで

○政府委員(中野正一君) 今御指摘のありましたように、今後の東南アジア等との経済協力推進という大きな意味合いから、さういふ法案を出しておるわけでありまして。その意味では、相手国政府の政府あるいはその政府と相談いたしまして向こうの業界といふもののいろいろな開発計画、それに対するこちらの日本の業者のアプローチの仕方といふようなものを見まして、取り上げていくことになるわけでございます。その意味合いにおきましては、もちろん輸出入銀行の商業ベースとは相

○政府委員(中野正一君) 相手国との関係におきましては、もちろん海外事業へ投資をする、あるいは貸付をするといふことで、相当リスクがあることは、さういふことは御指摘の通りだと思ひます。しかし、これはさういふことでも、投資なり貸付をするといふことでございまして、相当のリスクを踏んで、もちろん事業が内容がよくて、しかもその達成が大体確実であるといふものに貸すといふことになっておりますので、さういふ点については基金として十分調査をいたしまして貸付に当たると思ひます。ただ、実際問題としてこれが回収不能とかいふよう

○政府委員(中野正一君) 相手国との関係におきましては、もちろん海外事業へ投資をする、あるいは貸付をするといふことで、相当リスクがあることは、さういふことは御指摘の通りだと思ひます。しかし、これはさういふことでも、投資なり貸付をするといふことでございまして、相当のリスクを踏んで、もちろん事業が内容がよくて、しかもその達成が大体確実であるといふものに貸すといふことになっておりますので、さういふ点については基金として十分調査をいたしまして貸付に当たると思ひます。ただ、実際問題としてこれが回収不能とかいふよう

なことになるようなことを考えまして、場合によりましては、相手国側の事業計画の内容いかんによりましては、金を貸す場合に相手側の政府の保証なりなんなりというケースもあるかと思ひますが、一般的にはそういうことまで考えておりません。

○栗山良夫君 それは、たとえばアメリカが日本の財団に融資している場合ですね、この場合でもなんでもしょう。日本政府に保証を命ぜられているものがたくさんありますね、日本政府そのものが、たとえば、電気事業の社債などそうですね、公債というのか。だから、そういうことを全然計画がないわけですか。ただ、今リスクがあるというところを前提にして、投資損、貸し損になつてもしょうがないんだと、そういうことだけで金をどんどん後進国につき込むというところで、国民感情として許すでしょうかね。国内でも資金がなくて困っているのに海外に貸し与える。国内の方ではいぶんきびしい融資条件でやつておつて、海外だけへはリスクを見込んで、そうして取り立てというのか、債権の保全の方法も十分考へないで。原則的にいいんですよ。あなたの今の御説明は例外的にあり得るということだから、だいたい話が違ふのです。原則的にそういうことをはつきりして、そうしてかかるということならばよろしいけれども、そういうことはこの法律で規制することではないんでしょけれども、説明としてはやっぱり私もお聞きしておかないと十全でないと思ひますがね。

○説明員(白幡友敬君) 今の御質問にお答え申し上げます。こういう種類の基金を作り始めました動機を簡単に御

説明申し上げますと、東南アジアその他中近東、アフリカのような後進国の経済水準を上げるということは、これは世界的な、あるいは人道的な見地から非常に必要である。ところが、不幸にしてこれらの国々では国内の経済機構と申しますか、こういうものも確實にできていない。そこで、通常のいわゆる投資とかあるいは貸付とかいろいろの先進国の考えておりますような条件を持つて参りますというところ、非常にむずかしい点がございます。なかなか経済協力あるいは援助をするんだという点から、今日までその振興が非常に停滞してきていたわけでございます。そこで、世界的に申しまして、どうしても従来のような援助方式だけでは十分ではないか。もう少し少しく後進国の実情というのを見てやらなければならぬ。そのためには、先進国として、ある場合にはある程度のリスクを持つてもやらなくてはならないという考え方が、大体最近一般的になつて参りました。御承知のように、現在いわゆる世界銀行というものがございまして。これにその上に日本でもさきの臨時国会でもって関係法規の御通過を願つたわけでございますが、いわゆる第二世銀と申します国際開発協会というのがございます。日本もこれに加盟いたしましたし、相当の出資をするわけでございますが、その第二世銀ができました理由も全くたゞいま申し上げましたと同じような理由でございます。その第二世銀が貸付をいたします条件もほぼ現在ここに御審議を願つております案と同じような傾向でございまして、つまり後進国に対して貸付をし、あるいは投資をいたします場

合に、従来のような商業的ないわゆる保証というふうなものを的確に考えますというところ、なかなか開発ができません。そこで先進国の方ではある程度のリスクを持つてもやはり後進国の経済開発に、特に産業の面で必要な分野に投資してやろうという、それをやらなければ先進国の経済開発はなかなかできないのだ、経済水準を上げることができないのだというふうな考え方でございまして。従ひまして何もこれは野放図に、保証も何も取りつけないというわけじゃございませんで、できるだけ厳重に調査をいたしまして、事業として成り立つものであるか、しかもそれが相手国の経済にほんとうに役に立つものであるかというところを調査いたします。しかし従来のように明確な保証を取りつけないことになりまして、なかなかやりにくいから、その点の条件ははるかに従来よりも緩和してやろうという考え方でございます。

○栗山良夫君 なぜ私がしつこく申し上げるかというと、そういう点が非常に案になつていて、今までも後進国とのいろいろな経済関係で、中間に入つておる商人や実業家の間にいろいろいかにがわしい風説がとんだことがありまして。そういうふうな国家資金が乱脈に流れて国民からいろいろな批判を受けるような問題が起ると大へんだと思ひます。ですから、アメリカですら、終戦後に日本はたゞもらつたと思つてたガリオアにしてもイロアにしても、あれは債権だということをはつきり言つて――まけることはまけてくれるでせよ、しかし救済物資じゃないというところをはつきり言つておるのです。ですから原則はや

はり完全に投資資金というものは保証されてなければ国民は承知できないと思ひます。それが実際に今お説のような趣旨だからリスクが出るといふことであればそれは例外的なことですね。原則的にリスクがあり得るが、後進国を助けなければならぬから金を持ち出すのだという、そういう理屈、そういう説明ではちよつと私に不信のじやないかと思ひますがね。これはやはり大きな意味ではコマーシャルですよ、経済の問題ですから。これがもし救済事業なら別です、そういうようなことは申しません。そのところを私はちよつとまだ質問を保留しておきたいと思ひます。

それからもう一点だけ。それはあとでいただけばいいのですが、業務方法書というのがありますが、実はこの法案を御提出になつたのはこの春の国会ですね。ですからおそく経済企画庁としては春の国会で通つて、そうしてもうすでに実行に入つておられたのだと思ひますが、そういう場合に運ばなかつたわけですね。従つて業務方法書などというものは大体腹案がおできになつていふんじやありませんか。もしおできになつておるとすれば、原案の原案でもけつこうでございますが、私ども拝見したいと思ひますが、いかがでせうか。それだけで、私はたゞいまの質問は保留しておきます。

○政府委員(中野正一君) 業務方法書につきましては、この法律にありますように、業務開始の際に基金の方で作つて経済企画庁長官の認可を受けることになつておりました。役所の方としては特に重要な調査、貸付期間をどれくらいにするか、それから利率をど

うするか、それから担保の条件、こういう点などの程度までするか、こういう大事なところにつきましては、大体の腹案に近いものを持つております。その程度のことを指示しまして、あとの詳細は基金の方で作つてもらふ――もちろんそういう規定になつており、そういうことでございますので、こちらの方で押しつけるという性質のものではないのでありまして、その程度のものしか現在のところ作つておりません。

○栗山良夫君 それだから、たとえばこのうしろの方に出資の方法、元利金の回収の方法、事務の委託の要領、そういうようなことがずつとありますね。私が今質問したのは、元利金の回収の方法なんです。投資のことはここに書いてないが、投資をどうするかというところは、そういうことについて、原則的にいかにこの基金ができたときに基金の方で作つて企画庁長官の認可を得る、受けなければならぬとなつておられますが、それは非常に形式的なこと、公式的なことで、こういうものは、しばしば従来例のあるように、全部おせん立ては所管官庁でき、こつくりひな型でやりなさい、ああそうですかというので基金の方は出すのだから、そういう説明は外部でおやりになるのなら、よく理解するかもしれないけれども、われわれはそういう御答弁では理解できないです。もう徴に入り細に入りがつて所管官庁でちゃんとお作りになつて、基金の方はそのひな型の通りに作つて判を押して出せばいいやうになつておる。

○政府委員(中野正一君) 概略の方法

につきましては用意したものでござい
ますので、御提出いたします。

○委員長(鈴木幸弘君) ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて
下さい。

○委員長(鈴木幸弘君) 連合審査会に
関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の
海外経済協力基金法案について外務委
員会から連合審査を開かれた旨の申
し出がございました。右申し出を受
け、海外経済協力基金法案について連
合審査会を開会することに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木幸弘君) 御異議ないと
認めます。よつてさうに決定をいた
しました。

なお、連合審査会の日時は明日午前
十時より開会することいたします。

午後一時五十分休会

午後一時五十分休会

午後一時五十分休会

○委員長(鈴木幸弘君) これより商工
委員会を再開いたします。

海外経済協力基金法案及び経済の自
立と発展に関する調査を便宜一括して
議題といたします。

理事会の申し合わせにより、これか
ら通商産業大臣及び経済企画庁長官の
所信に対する質疑を行います。御質
疑のある方は、順次御発言を願いま
す。

○栗山良夫君 私は、企画庁の長官に
一点だけお尋ねをいたしておきたいと
思います。それは、先ほどの長官のご

あいさつの中にありました点について
お尋ねをするわけですが、本来なら
ば、所得倍増の長期経済計画につい
て、やや詳しくお尋ねをいたしたいと
いう点がたくさんありますけれども、
そういう点は、通常国会に譲って私は
いいと思いますので、一点だけお尋ね
をしておきたいと思ひます。

それはどういふことかと申します
と、きょう御説明をいただいた中で、
重要な企画庁の問題点として、三点を
おあげになりました。物価の安定を維
持するといふこと、それから産業の二
重構造を改めていくといふこと、第三
点が貿易の振興、こういふことで、い
ずれも非常に重要なことでありますか
ら、私はそのこと自体には何も言うこ
とはない。ただ一番重点を置かれた、
第一に指摘をせられた物価の安定とい
ふことを、どういふ工合に解釈されて
いるのか、その物価の安定といふもの
の解釈を一ぺん伺いたいと思ひるので
す。

物価の安定といふことは、要すれば
通俗的に、社会通念上言へば、物価が
値上がりをしていふようにするといふこ
とであらうと思ひます。物価の値下が
りをするようにするといふことは非常
に望ましいことですが、これは日本
の経済の発達を見ても、常にイン
フレーションを緩慢ながらたどつて
きているわけで、物価の値下がりとい
ふことはまあない。そうすると、物価
の安定といふことは、物価の値上げを
なるべく抑制していく、こういふこと
だらうと思ひますが、しかし、そう
いふことだけでも、非常に私は疑問
があるのでお尋ねをするわけです。特
に自由経済を建前としておられる現内

閣としては、口で物価の安定といふこ
とをいいますけれども、なかなか国民
にはわかりにくい点がありますので、
どういふ意味にポイントになっている
か、その点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) もう栗山さ
ん、もちろん御承知と思ひますけれど
も、物価の安定といふことをいってお
ります。これを要からいへば、通貨価
値の安定といふことだと私は思ひま
す。すなわちインフレーションになら
ないように、そうかといつてデフレ
ションにもならないように、そうい
う、きわめて抽象的なお答えで相済み
ませんけれども、そういうような心持
ちでございます。

○栗山良夫君 通貨価値の安定、要す
るに日本の経済がインフレーションい
ふに措置をいたしたい、そういう意味
のことだとおっしゃいました。

そういういたしますと、こういふものは
今あなたのおっしゃった物価安定の範
疇に入るのかどうか伺つておきたいと
思ひます。たとえば今生産の合理化、
生産率化といふことが非常に叫ばれて
おります。従つてそういう範囲内にお
いては、独占価格が強調されない限りは、
国民に経済のサービスをする、そうい
う精神に、大企業を中心にして徹して
これられば、生産が合理化する、資本
の蓄積がだんだん高まつていくに連れ
て物価は安定し、しかも場合によつて
は下がっていく。たとえば最近のテレ
ビジョンのようなのですね、テレビ
の機械ですね、そのように下がる、そ
ういふことになり得るでしょう。

ところが生産の合理化をやるにも、
やり得ないものがありますね。たとえ
ば例をあげますと、このわれわ

れの頭をやる理容であるとか、あるい
は女性の頭をととのえる美容というの
ですか、こういうものは、いかに生産
の合理化をしようと思つてもできな
い。一日にやり得る能力というものは
きまつていふわけですね、そういうこ
ころの労働収入を、所得の二倍の報酬
を保証していくといふことになれば、
当然その料金を上げてやらなければな
らぬ、こういうことになるわけではな
い。これはそういう例はたくさんある
と思ひます。ほかに、そういうものに
ついて、所得の二倍を指導する一方に
おいて、物価安定の政策をとるとい
う場合に、その料金というものは、現
内閣はやはり押さえていくのか、あるい
はそれは上げていくのか、そういうこ
ろは、国民の非常に迷つてるところ
だと思ひますが、これを伺いたい。

○国務大臣(迫水久常君) この前の経
済演説でもお話をしましたのですけれ
ども、生産性の向上で労働対価とい
いますか、そういうものの上がつてく
るのをカバーできない部分についての価
格の値上がりといふものはやむを得な
い点がある。そういうような部分につ
いては、たとえば組合間の申し合わせ
によつて独占的に不当な価格をつり上
げたり何かするようないことは押さ
えられ、そういう合理的な限界内にお
いては、そういうものは上がつてもや
むを得ない、そう考へております。

つまりそれが組合なら組合で決議を
して、不当に高いものについては、独
占禁止法その他の法律の適用によつて
押さえていくけれども、あるいは環境衛
生の法律の關係によつて押さえていく
けれども、これが合理的な限界である限
り、そういうものはやむを得ない、当

然そういうものは上がつてくる場合も
あり得る、それを無理やりに押さえる
といふことはできないことだと思ひま
す。

○栗山良夫君 よくわかりました。

そうすると今町で問題になつてお
ります医療関係の従業員のストライキ
ですね。あれをだんだん分析してみ
ると、結局待遇が他の職場と比較
した著しく悪い。これを改善するため
には、医療単価の値上げ以外にない、こ
ういふことで医師会も若干共鳴してい
る、こういう状況がありますね。こ
ういふものは一体どういふにするか。
あるいはこのほか、これと同じよう
な傾向のものがずいぶんあつたと思
ひますが、そういうものは、一体どう
理されるんでしようか。

○国務大臣(迫水久常君) たゞはた
だいまの例にあげられた病院のよう
な場合ですね。具体的には厚生大臣の
ところで考へる問題ですけれども、そ
れが従業員の待遇を合理的な範囲内
において改定する。しかも病院なら病
院が立つていくためには、どうしても医
療費を上げなければならぬといふよう
なことになる。健康保険の料率の問
題、また政府の負担する問題にも、こ
れは關係してくると思ひますけれども、
それは筋道だけを私のところはやつ
ていくだけで、具体的にどういふふう
にするかといふことは、これは厚生省が
やることになつて思ひます。筋道
は、そういうことだと思ひます。

たとえば少し言い過ぎかもしれませんが
んけれども、ソバ屋さんなんかでも、
私は、こういうところで申し上げるの
はいいか悪いかわかりませんが、少
し、将来は出前をする場合には、少し

出前貸でも取らなければいけない、その方が合理的ではないかと私は考えておるのですけれども、それは具体的な問題として、そのときになって処理をしないといけないかと思ひます。

○栗山良夫君 今の例は、たとえば文教関係でも、私立大学の授業料の値上げ問題、国立大学の教授の俸給が今度ぐんと上がる。私大もこれに比例して上げなければならぬというので、今授業料の値上げ問題が起きている。大学の経費のほとんど全部は、大学の教授、職員、給料だ。そうでもしなければ私学はとても持たない。こういうことで問題が起きている。だから、そういうことを考えてみると、物価の安定即通貨価値の安定とおっしゃるけれども、広い意味で生産性の向上によって物価の値上げを吸収し得ないような部門ですね。その物価の値上げというものは、やはりやらなければならぬとして政府はお認めになる、こういうこと以外にないと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(迫水久常君) 筋道は、その通りなんです。筋道は。ただその値上がりの限界は、それによって所得がだんだんふえていくものよりもオーバーするとか、インフレーションがそこから起こつてくることにはならない、こゝろ思つておられます。

○栗山良夫君 なぜ私がこゝろ思ひますのようなくことを発するかといいますと、今中小企業、ことに商業、サービス部門の中小企業は、今非常に人々手に入れることで四苦八苦の状態に入つてきたのです。おそらく来年度の中学の卒業生は、男女を問はず、そういう部門へは就労をする希望者が非常に減つてきている。ですから中小企業の

振興とおっしゃるけれども、従来のような賃金形態、賃金水準では、もう中小企業の広範な国民の日常生活の支えになつていくやうな企業というものが、今のままでいけば非常に麻痺していき、そういうことが私は起きはしないかというのを心配しているの、賃金水準の改定はもうしななければならぬ。すれば必ず物価が上がつてくる。しかもその物価は、国民個々の生活から見ますと、すぐ台所に響くやうなものです。

そこで、物価は上げないのだ、上げないで安定させるのだという呼び声があるけれども、現実に上がつてくる。そうして政府の表の言葉と、具体的な裏の言葉が違ふんじゃないか、こういう批判が起こつてくる。ですから、そのところはよほど筋道を立てて、理論的にやはり説明をし、指導をされぬと、私は少し物の考え方において混乱が起はしないかと思つてゐるのです。

○国務大臣(迫水久常君) 今御指摘のやうなことで、実際何と言ひますか、今までの日本の中小企業が比較的安い賃金でたくさん人間を集めることができたという前提で考えられておつたのが、逐次労働が完全雇用の状態になつてきて、収入の多いところの職場がよけいになつてきまうと、中小企業自身の考え方も根本的に変わつてこなければならぬと思つてゐるので、そこら辺のこれらの指導のあり方、これは非常に重要だと、確かに思つております。

○栗山良夫君 だから私は、経済企画庁の方針の中に、ほんとうならば、第四点でもいいけれども、一点そこに触れてもらふ必要があつたと思ひるので

す。ただ物価の安定というだけでなく、その裏には、今申し上げたやうな現実の問題があるわけですから、これをどうするかというのを経済企画庁として触れていただかなければならぬ段階にきているんじゃないかということですね。

それからもう一つ、同じ物価の点で、今のところややおもむきが異なりまうが、こゝろいふものは、どういふふうにごらんなさるのでしょうか。最近新聞を見ますと、政府は、麦の値段を少し下げようとおっしゃつていますね。ところが、現に最近週刊誌の写真にもずいぶん載つておりますが、大根の値段が安くても抜くものばかりらしいといふので如に置いてあるのが出てくる。キャベツ五十五グラム幾ら、かすのこがここのくらいと、ここに載せて、二つ比較してあるやうな写真がある。これは日本の農産物というものは、何としても経済ベースに乗らないのだということ

が、はつきり実物で証明されるやうになつてきているのですが、これも農林省の關係だとおっしゃるかも知れぬが、経済企画庁のワケ内にあることははつきりしてゐる。これは物価が下がり過ぎて困つてゐることだ。それを一休、どういふふうに、ごらんになりま

すか。

○国務大臣(迫水久常君) 私が経済企画庁長官に最初に指名されましたときに、ちょうど七月でしたけれども、八月から九月にかけては野菜が高値といひ、ひどく私ははしかられまして、そのときに、いろいろ研究してみると、ちょうどこれは夏野菜であるナスとキュウリと、冬野菜である白菜、大根との端境期であるからといひ、こ

れは将来必ず安くなるということを言われておつたのですが、そのときから、こゝろは白菜の値が非常にいいからどうも如に捨てるやうになりまうだといふ話を前から聞いておつたわけ

です。そうなら困るからといひ、冷蔵庫が何か、そうしたらどうかと思つたけれども、大根とか白菜とかは、そういうところに入れたら、どうにもならぬと、こゝろいふことなんですね、率直に言つて、これはどうも困つた問題で、それをなま野菜の価格といふものを始終平準にうまく保つていく方法といふものを、だれか教えてくれないかと思つたのですが、率直に言つて、こゝろいふことを言うのはおかしいやうですけれども、実際そうなん

です。何かいい知恵があつたら教えて下さい。それは必ず実行いたします。

○栗山良夫君 私は、そういうことで申してゐるのではなくて、所得二倍増で、特に農民所得、いわゆる農業所得といふものは生産性が低いので、なかなか鉱工業のやうに上がりにくい。特に重点的な施策をしなければいけないといふことを、企画庁の作られた解説書にも書いてあるのです。書いてあるけれども、現実にそう言つてゐる大宗の農業関係が、ほかのものが大体物価がうわ向きになつてゐるのに、農業生産物だけ、だんだん下がつてゐる。特に最近麦がまた下がるというので、だ

いふ農村で問題になつてゐるのです。こゝろいふことだと、政府のおつしやることと現実の進んでる事態が違ふのじゃないか。こゝろいふのが農村の声なんです。こゝろいふのをどうするの

か。

○国務大臣(迫水久常君) 全くその通りなんですけれども、昔よりも白菜を食べる人が少なくなつたといふのです。アパートに住むものだから、ぬかみそにつける者が少なくなつてゐる。昔なら白菜が安かつたから塩づけにして奥さんたちがやつてゐたが、このごろは、そういうことはしません。国民生活といふか嗜好といふものが、食物の内容が變つてくるものなんです。それから、豚なんか高くなつたのは、全く今まで豚を食べないのに、豚を食べ始めから豚が高くなつた。豚なんか肉類とか、そういうものなんです。輸入して価格を調整する方法があるんですけれども、野菜といふ、ことに白菜とか大根でも、ほとんど目方の大部分が水のものは、どうにもしようがないといふのが、だれでも知恵のある人に聞いてみても、そう言うのですが、結局本質的に言つて、農作物の内容をだんだん改善してゐる、つまり高級な、たとえば果実であるとか、もう少し冷蔵庫にでも保管し得るやうなものであるとかといふやうなものに、だんだん變つてゐる、それに人々があまり使われないものはむやみに作らないやうな方向に農民自身も自覚するとも

に、農林省の方でも作付指導でもしてやつていく以外には、根本的な方法はないのじゃないかと思ひますが、実際食べない物は作らなくなるだろうと思ひますから、若干時間をここに充ててくれればこの問題も解決するのじゃないかと思つております。時期的にある時点をとるといふと、いかにも不合理な状態が起こつておりますけれども、方向としても、農家としても決して売れないものを、ただになりやうな

な

な

ものを、いつまでも作っているはずはなくて、合理的に考えていくだろうと思ひますから、そこはやはり作付統制とか何とかいうことをしない自由主義の社会ですから、個々の自覚でいく、そこまでは若干の時間がかかると、こう思つておられます。

○栗山良夫君 それは、私は前にも一度、この委員会でも言ったことがありますが、農村の作付指導というのが、少し私は手薄になつていやしないかと思ひます。いかに自由経済といへども、そこまで農村を苦しめるように政府が放置しておくのはよくないということ、私は前に申しておつた。

たとえば数年ならずして必ずくると思ひますが、今農村——そういう野菜類が値が悪い。ところが今盛んに果樹に転換しているでしよう。そうするとブドウやナシやリンゴやカキやミカン等、無計画に苗を植えておられます。これがなり出したときに、今度はバケツに一ぱいミカンが二十円だという時代になりかねません。だから、どういふふうに相續類でも長持ちをするようにするか、輸出のきくようなものを作るか、そういう指導というものは、全然行なわれていない。農村の全く自由意思、これは一つの部落、一つの町で長年の技術でやつておるわけだから、そう簡単にいきませんよ。白菜がだめだから、ごぼうを作ろうというのではできない。これはやはり農林省が、長期の見通しの上に立つた行政指導、作付指導をしなればいかぬ。それがやはり経済企画庁の任務ではないかと思ひます。そういう点に欠けて、そういう点の具体的なものを示していただかないで、野菜の始末の仕方をわれわれにお

尋ねになつても、これはどうしようもないと思ひます。その点はやめます。その点は非常に盲点だから、もう少し物価安定というのを第一にあげられるならば、物価の内容を、もう少し掘り下げて検討をして所得二倍増の政策と、びたつとくつくつうにしたい。ぜんぜんばらばらになつていきます。

もう一つ物価の問題で尋ねたいのは、公共料金の問題です。あなたは生産性を向上して、公共料金の値上げを吸収するということをおつしやつた理屈はまさにその通りだと思ひます。しかしこの間もこの委員会でも言ひましたように、生産性の向上で吸収し得るもう限界に來ているということ、これは抽象的に言つたのではなくて、通産省から借りた資料に基づいて一つ一つたてていけば、そういうことになつたので、これは電氣であらうとガスであらうと、鉄道であらうと、あるいは政府事業である電信電話料、すべて同じやうだと私は言えると思ひます。そういうものについて、ただその生産性の向上によつて原価の高騰を吸収しますというやうな、通り一べんの説明では説明つかなくなつてしまふ。これをやはり国民の納得するやうに、もう少し実情に合うやうに、これは説明をししてもらわなさいかぬ、そう私は思ひます。その点は、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(迫水久常君) どうも経済企画庁の言ひは、筋のことはよく言つていて申しわけないのですけれども、今の公共料金の問題につきましても、たとえば今問題になつてゐる電力料金、これは今通産大臣がおられますけれども、通産省が専管のわけですから、それをせんだつての閣議了解で、これは通産省の専管事項であるけれども、きつめて重大な問題であるから、閣議で一ぺんみんな大相談しから、さうな決定をするやうにしようという、こういう閣議了解をとりましたのは、通産省の専門的な立場からばかりでなしに、ほかの閣僚の常識的な判断をそこにに入れて、なるべく固執しないやうに、一般方針としては抑制をする、こういう方針に、できるだけ合ひようにしていこう、こういうので、そういう閣議決定をしたわけなんですけれども、今御指摘のやうに、實際生産性の向上によつて吸収し得ない部分が出てきます。それをむやみに押さえることによつて、逆に電力なら電力というもの、供給が将来増大していかなきゃならぬ、その増大するテンポといひますか、そういうものに悪影響のあるやうな部分も、必ずあると思ひます。せんだつて予算委員会でも質問されたとき、私は最後まで筋だけの問題で、極力これを抑制いたしますと御答弁を申し上げましたが、私の氣持としては、ほんとうにできるぎりぎりのところまで抑制をしていきたいと思ひます。まあかりに通産省が一つの計算を出されても、うちではまだ事務当局に頼んで計算をまたして、そうしてぎりのところまで一つ研究してみたいと思ひつておられますけれども、確かに御指摘のやうな部分はあります。上げなきゃならぬ場合もあり得ると思ひます。

○栗山良夫君 私、これで質問を終わります。ですから、将来機会あるときに、これは国民の実生活とびたつとくつしている問題ですから、物価の安定という言葉を、私は否定するわけじゃないことは、先ほど申し上げた通りで、けつこくなことなんですけれども、この内部の、もう少し各論のこまかい作業に基づいた、どういふのか、説明というか、指導方針というのか、要するに、そういうものを、ぜひ明らかにしてもらいたいと思ひます。そうしないといふ国民のまごころをきかめて大いこのことをおやりになると、私の方が攻撃の材料が減るとか、そういう意味じゃなくて、真剣に一つ、お考え願ひたい。

○吉田法晴君 物価が出ましたから、物価問題から始めて、二、三御質問申し上げたいと思ひます。物価の抑制方針は、今も述べられ、先ほどの、午前中経済企画庁長官のあいさつの中にも入つておるわけですが、實際には、野菜だけでなくて、諸物価が上がつて、政府で調べられた消費者物価指数では、少し上がりかけているけれども、大したことない、こういう前臨時国会での答弁等もございました。實際には家計を調査してみますといふと、標準家族で、これは東京、大阪等大都市においては、どこでも三、四千百の生計費の高騰を見ておられます。生活協同組合とか、あるいは消費者団体連合会とか、あるいはその所屬団体の中の調査の、一々は申し上げませんけれども、三、四千百くらゐの生計費の高騰は、これははつきり出ておられます。その中の一つ一つについて、今栗山君等の御質疑がございまして、こまかいものを取り上げて、ここで論議しようとは思ひぬのです

が、抑制方針というものが、先般の九月ですか、閣議できめられた物価対策あるいはあいつの中にもありました消費物価対策連絡協議会で、この抑制あるいは適正価格の維持をしたいといふことですね。それがその通りいつておられます。いつておらぬといふ実績が、さつき野菜その他も出たんですけれども、その他の物価についても出ておられます。

それで協同組合によるものは、それが独禁法違反になるかどうかというところで公取委員会等を通じて一々検討をされているといふことですね。検討の及んでいないところもございまして、ございまして、独占企業でやつておるところで物価の値上げがあるものは、まあパンのごときは、あるいはこれは組合の關係もあると思ひますけれども、大きな会社によります製パン。小麦の値段は下がつておるけれども、パンの値段は上がつておる。それからバターのごときは、これはどういふ理由で今出回っていないのか知りませんけれども、出回りがきわめて悪く、そういう独占企業でやつておるやうな中で、価格が上がつておるのがたふさんでございます。

それから公共料金なども、その一つだろつと思ひますが、電氣を上げる、電氣を九電で上げれば、東電も申請をする。通商局、公益事業局では新しい電氣開発を推進するには、財政投融資だけではまかなえないから、上げなきゃならぬのだ、こういう意向で臨んでおる。いわば電力会社の言ひ分を聞いて上げるのではない。ガスも上がる、あるいは水道料金も上がる、いわば所

得増計画の先走りか物価に出ているという状態が見えます。あるいは所得倍増計画の中でも、二重投資あるいは過剰投資等もあって、その辺からいへば、物価の値上がりは、それだけの階層の所得の引き上げよりも先行するのではないかという心配をされる状態です。この物価対策あるいは増進解方針に対して、実際にそれが行なわれておらぬ。そして物価、生計費等が上がろうとする方向に対して、どういふ態度で臨もうとされるのか。先ほどのあいさつ、所信表明と違つた方向が、実際に現われておるのではないか。こういう疑問に対しては、どういふ対策で臨んでおられますか、基本的な点を一つ。

○国務大臣(迫水久常君) ちよつと数字がうろ覚えで恐縮なんですけれども、消費者物価指数といふものは昨年の同期に比べて、たしか三〇%くらいの騰貴と思つています。個々の問題を全体的な感じから押さえていって、私は要するに頭の中には、消費者物価といふものが、それを端緒にして、インフレーションに進行していくような、そういう心配を含んでいるような騰貴はしてない。そういう確信を持つておるのであります。いろいろ個々の問題、たとえば電力料金といふような個々の問題については、これは、それぞれ立場で、いろいろ問題もありましようけれども、全体の物価といふものの全体を押さえていった感じというのは、私は、その心配ない。それによつて、私は今度の選挙で、そう言つては悪いのですけれども、社会党さんが、もう、ちよつとした小さいところを、全部に

及ぶようにならうにおつちやつて、所得倍増計画が合はなくなるようなことをおつちやつて閉口したんですけれども、決してそういうことにはならないと、私はそう思つております。

○吉田法晴君 過去の消費者物価の値上がりは、おつちやる通り、その心配をするところではない。ところが九月、特に十月以降の物価の値上がりが、いふんなものについて、生活必需品を含んで値上がりを見て、家計費を見ると、先ほど申し上げましたように、これは個々の各地の家計調査をこゝで引き合ひに出すほど時間はございませぬけれども、生計費は確かに上がつておる。大都會では三、四、五、六、七の値上がりは、どこでも見られます。

そこで、結局物価は上がつておる。あるいは社会党の言うように物価、生計費の値上がりは心配は要らぬと言われても、家庭の主婦は、おそらく奥さんに聞かれてもわからないけれども、現実の生活に響いていけるものだから、そこで自民党の言われる物価抑制政策を含んで、所得倍増計画を進めるんだ、生産なりあるいは国民所得がふえれば、各階層の所得もふえるだろうというの、信用ができないというの、選挙中の気分だったと思ふ。これは個々の品目、それからその生計費への影響等をこまかくこゝで述べて質問をする時間はないのですけれども、実際に生活費が上がつておる。標準生活費で大都會、あるいは地方の都市等で若干の差はありますが、大都會で三、四、五、六、七の値上がりは見られる。それから町に出られたならば、経済企画庁長官は、料理屋ばかりに行つて大衆食堂にお入りにならぬか

らわからぬですけれども、うどん食つたつて、そば食つたつて、中華そば食つたつて、みな上がつておる。そういう困難決定——了解ですか知りませぬけれども、その方針通りにいっておる。これは、今後どうされるのか。

○国務大臣(迫水久常君) ちよつと、いつておらぬ点といふのは、どういふ点ですか。

○吉田法晴君 抑制措置を講ずると言われるけれども、抑制措置が実際に個々の品目、あるいはまた消費者価格について抑制せられないで上がつておるという事態に対して、どうされるかといふことを聞いておるのです。

○国務大臣(迫水久常君) 物価対策の一番の大事とは何かといふと、やっぱり卸売物価が上らないようにするといふことが、消費者物価対策の一番の大事だと思ひます。

たとえば原材料の卸売物価がどんどん上がれば、当然それは消費者物価にも影響してくるのですけれども、従つて根本は、物価対策の根本といふのは、通貨価値を安定してインフレーションにならないようにする。これが何よりも大事だと思ふので、この点については、私は現在のところ、将来も私は確信を持つておりますが、成功していると思つております。

あとは、先ほどから御説明している通り、生産性の向上によつて、労働対価の高騰といふものをまかない切れな部分が上がつてくる。これはもう、当然労働の対価といふものは上がつていくべき筋合いのものでありまして、それを安んずる金でやつておつたことを、だんだんに事実上修正していく部分で

すから、これはしょうがない。これはある程度容認をしないかやらない。それが先ほどから申すように、不当に組合なら組合の申し合わせによつて独占價格的に上がつていくようなものは、これはもう公取の法律、環境衛生の法律等によつて、法律的にも押さえていく。また社会的な一つの圧力もありますから、それもいかにぬと思ひますし、それからまた便乗的に上がつていくものについては、個々のそれぞれの行政主管官庁の行政指導のやり方もありましよう。従つて私も経済企画庁としては、根本的には卸売物価が上らないようにする。つまりインフレーションの起こらないようにしていく。そういう経済計画を立てて、それを推進していくというのが物価対策のあり方だ、こゝろ思つております。

○吉田法晴君 基本的な通貨価値の維持、インフレーションが起らないように、それはまあわかるのですが、生産性と価値の問題は、生産性の向上に伴う労働の対価が、賃金が生産性の向上ほど上がつていないという点は、これは予算委員会でも指摘されたように、それをどうするかといふ問題もあります。

それから卸売物価を押さえるという点、これはわかるのですが、生活必需品物価について最近の値上がりを見ていると、卸売物価は上がらないでも、中間経費とか中間マージン等がふえながら消費價格が上がつておる。肉だとか——これは豚肉、牛肉ともに、そういう現象等が現れておる。それから独占價格、それから公共料金についても、みな上る傾向にあるから、いわゆる景気のいい所得倍増計画の先買いで

はありませぬけれども、どんどん物価が上がつておる。こういう状態にあるのが現状ではないかと思ひます。

そこで、一般的なことをだけ言わずに、物価問題について九月三十日の閣議了解ですか、決定ですか知りませんが、そういう方針に沿わないで物価が上がつておる、その状態について、これはきめのこまかい物価対策といふものをきめるといふことが——公共料金のことについてはあとで伺ひますが——必要でないかと思ひますが、依然として筋だけの説明、一般的な方針だけしか何つておりませんが、それは、今の方針に反して物価が上がろうとする傾向を抑止することができないのではないか。

○国務大臣(迫水久常君) 基本的な感覚として、現在物価が上る傾向にあるという判断は、私は当たらないのではないかと思つております。

全般的には、私も心が配りますのは、物価がむしろ下がつていきはしないかといふことを、つまり卸売物価の關係において、下がつていきはしないかといふことを、むしろ心配するやうな状態だと思ひます。要するに消費者物価といふものは、卸売物価にプラスある部分の労働の対価、労働対価の高騰が、たとえば問屋さんでも品物がよけい出ることによつて吸収できればいいのですけれども、たとえば食料品の問屋さんのごときは、特によけいに人口のふえない限り伸びないのだといふところが、どうしてもそれは上がつてくると思ひますけれども、その部分は、決して全体の物価体系といふものをこわして、そして国民生活を不安定にするやうな、いわゆるイ

ソフレ的な要素は決してその中には含まれない、こういうわけでは、それ従って具体的な問題としては、それそれきめの具体的な対策を講ずるわけですけれども、現在経済企画庁の消費者物価対策協議会でも、八方に目を配って少しでもそういう傾向のあるものについては、各省と連絡して、きめのこまかいことを連絡しておるわけですから、個々の問題は、これはまた個々の問題として考えていかなければならぬと思います。

○吉田法晴君 時間がありませんから、個々の事例をあげて御質問するわけでありませんが、物価対策について物価対策連絡協議会の人に出てもらって、別の機会に……抽象的にやっています、長官のお手元に資料がないようですから、水かけ論になりますから、別の機会に譲ります。

その中で、先ほどちょっと出ましたけれども、電力料金の値上げの問題、これは先通委員会であったのですけれども、両大臣は出ていただけないで大朝公益事業局長を中心にして実は質疑をしたのですが、私どもは先国会の際に、これは物価問題についての協議の方針を述べられたのだと思うのですけれども、公共料金については、できるだけ押える、こういう言明がございました。閣議決定の成文がないのです、お聞きしたところによりますと、電気、ガス料金など、直接政府が介入できる物価は、極力上昇を抑える、こういうことになっておるようですが、公益事業局長等の意見を聞いてみますと、極力上昇を抑えるというより、公営も、開発資金その他経理面に圧力になっておる料金の問題は、今後の開発

も考えて、ある程度の料金値上げはやむを得ない、こういう気持ちのようです。そうしてこの二十日に聴聞会があるようですが、聴聞会を待たないで、これは通産省の方の御意思で決定されるものと思うのですけれども、漏れておる方からしますと、これは九州の地方紙ですが、九電の値上げ申請に対して、二・三・二％も上げるという意図だと実は報ぜられておる。もつともこれは、閣議了解を得たわけではないし、この記事によりますと、政府あるいは自民党の意見は、ちつともここに書いてない。ところがこれを受け取りました新聞記者は、別のところでもう少しも、こういうことを書いています。「九電値上げの通産省案は一三パーセント強。池田低姿勢内閣の高物価政策？第一弾が九州に命中か。」と、ですから、物価抑制政策、特に公共料金については、極力これを抑制するのだ、こういうことですけれども、実際の動きは、一七％の申請に対して一三％強の値上げ、池田低姿勢内閣の高物価政策の巨弾が、第一に九州に命中する、こういう批評を受けている。これは事務的の段階のことだと思ふのでありますが、これについて、どういう工合に考えられますか。大臣から承りたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) 就任早々でありまして、私もまだ、事務当局から詳細な説明を、実はまだ受けるいまだないで、閉口しておるわけなんです。ただ電力の状況は、御案内でございますが、九電力会社が、きまされて以来、約十一年経つておる。あの再編成の当時、水火力がわが国において、約九百九十九万キロあったところが今日十一年を経て、約二千万キロをそろ

そろオーバーしようとしておる状況であります。にもかかわらず、電力の需要はますます熾烈なものがあつまして、これに対応して電力の供給を十分にしようというものは、これはなかなか容易な問題じゃない、所得倍増計画で、今後十一年の間にわれわれが見込んでおきますのは、やはりこれを二倍半、すなわち五千万キロの能力にしなければ追いつかないのじゃないか、かように考へるのであります。そういういたしますと、水火力で毎年五百万キロの発送配電設備を整備しなければ追いつかないという状況でございます。

この大建設に対して、大体どういふふうに資金の供給はなつておるかと思ふますと、三十五年度において三千四百億の開発資金が必要であるということ、これをただいま実行中でありまして、そのうち政府資金として、主として開銀の窓口を通じ、あるいは電源開発に対して政府が直接投資をするものをも含めまして四分の一の八百億程度であります。で来年度、三十六年度におきましては、開発資金が大体四千億要するという予想でございます。これに

対する政府資金の供給は、必ずしも楽じゃない、開銀資金のいろいろな用途が、低開発地帯の開発促進等、開発銀行の金融の一つの使命に加へられつあるような状況でありまして、三十五年度の繰入金に對する四分の一というようなことはあるいはむずかしいのじゃないかというふうなことを私どもは心配しておるような状況でございます。この新しい開発、建設という大きな問題を控えて、さて一体、この料金問題はいろいろに考へるか、あした聴聞会がございますので、十分に

その状況も私は見たいと思ふのであります。極力資金の効率をよくするため、建設あるいはその運営等におきまして、節約に節約を重ねるというように指導することはもちろんであります。が、やはり相当、資金を市中から吸収しなければならぬ、場合によっては外債も仰がなければならぬ、こういう状況にあることを十分におくみ取りたいたいと思ふのであります。

それで九月三十日ですが、第一次池田内閣においての閣議申し合わせの公共料金の値上げは極力これを抑制するということにつきましては、私も全然同意であります。その方針をあくまで忠実に守つていきたいと思ふのであります。が、今申し上げたような大建設をして、いやくも電力が不足なために所得倍増計画がいきつかえる、あるいは国民の日常生活に、いろいろな御迷惑を与えるようなことのないようにしなければならぬということも考え合わせまして、明日の聴聞会あるいは国会における各位の御意見等も十分に参酌いたしまして、慎重に結論を出したい、かように考へております。

○吉田法晴君 大部分の説明は、先通公益事業局長から聞いたお話と同じで、事務当局の説明を聞いて、あるいは資料に基づいて、そのままわれわれに答弁されるのじゃなくて、大臣として閣議申し合せの精神に従つて公共料金、これを極力抑制したい、こういうのであるならば、閣僚らしい方針と抱負とを述べられるのが私は当然じゃないかと思ふ。土曜日の日でしたか、相当九州各県の議員が、あなたと経済企画庁長官列席のもとで、九州だけを日本一高い電力料金にすることに

ては強く反対の意思を表明したわけですから、それからあるいは九州各県の代表等にも、おそろく会つておられると思ふ。そういう関係県民、あるいは九州の電力料金を支払う県民、あるいは産業に壊滅的な打撃を受ける各産業界の意見を聞いて、政府としてはどうするのだ、今の公共料金は極力抑えるというためには、どうするのだという答弁があつてしかるべきだと私は思ふわけですから。各県の陳情書あるいは請願書を見ましても、極力抑えてもらいたい、建設資金について必要なことは、これはわかる、従つて財政投融資を含んで建設資金を国の責任で調達する部分の思い切つてふやして、その料金の値上げは阻止してもらいたい、こういう要望も出ておるわけですから。

ですから、上げなければならぬ会社がある理由、あるいは事務当局もある程度査定をしたかもしれないけれども、その事務当局段階での意見とかいうものを、そのままこへ映されるのじゃなくて、皆さんの御協力も得て、開発資金は財政資金で十二分にまかなうから料金を上げなくても済むようにしたい、こういう答弁を私はなされるの、お二人の当然の答弁じゃないかと思ふのですが、重ねて大臣らしい一つ答弁を求めます。

○国務大臣(権名悦三郎君) 吉田さんがさっき言われた、何か新聞に書いてあるという話であります、二・三・二％強、こういう話は私は全然聞いてもありませんし、またこういうたやうな教にとらわれて最後の結論を出そうという気持は持つておりません。今申し上げたようにいろいろな各県の事情を考慮いたしまして、そうしてきわめて慎重

に、しかもあまりだらだらおそくならぬように結論を出したい、かように考えております。

○吉田法晴君 開発資金を政府の責任で、先ほど財政のお話もありましたけれども、財政投融資の点については、なかなか四分の一はむずかしいのじゃないかという事務局の見解をそのまゝ受け継ぐのじゃなくて、開発資金については政府で責任を持ってまかなうから、電力料金は値上げをしなくてもよろしいようにしたい、こういう方針は出ないのですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) できるだけ開発資金も、電力の問題が、もし全体の経済成長のネックになるといふようなことになりましたら、これはゆゆしい問題でありますから、かつて、これはわれわれも経験した苦い経験を持つておるのであります。そういうことのないように開発資金の点につきましては、優先的に主張したいとは思いますが、けれども、大体において、これは底がきまつておるのであります。きまつておりますので、努力はいたします。必ずしも四分の一以上は絶対困難であらうというよりなふうに固定したあきらめた観念をもつてかかるのではございません。

しかし、きわめて来年度の開発資金については、思ふように財政資金が伸びません。それへもつてきて需要が非常に多いように思われますので、非常にこれも困難であるということを一つの事例として申し上げた。極力努力いたしましてできるだけ公共料金は上げないようにするという線に対して努力することは、これはもう申すまでもないことであります。

○吉田法晴君 四分の一以上はむずかしいかという見込みはとつて財政資金をふやし、公共料金を上げないよう努力をしたい、こういう気持ちだけでは、まあ了承しましたが、これは横に経済企画庁長官もおられますけれども、先ほど述べられた所信がほんとうならば、消費者物価の中での公共料金は、これは九州電力にとどまりません、あるいは東京電力にも影響するでしょう、あるいは水道料金とか、ガスとか、公共料金として一般的に影響するところが大きいだけに、ぜひ一つ公共料金は押さえるために、上げないよう全力を尽くしたい、こういうこととお願いをしたいと思ひます。

もう一つ、ついでに申し上げますが、言われておるような、あるいは予測される一三〇二というの、根拠がない、そういうつもりはないというふうなお話ですけれども、従来事務局の答弁では、幾らか上げなければならぬのではないかと、あるいは上げざることを前提にしてお話になされておる。そうすると日本一高い料金になる電灯料金を払っている県民にしましても、あるいは産業にしても、特に中小企業の中では五〇%に近い値上げ率になるところもあります。あるいは石炭についてもコスト・ダウンのために努力をせよと言ひながら、その価格の引き下げの中で、トン当たり百円に近い値上りをする。この前のときに、公益事業局長も、負荷率の調整、平均化に努力した、ところが負荷率調整金がなくなつて、その努力が無にされ、一律に電力料金が上がるというよりなことにならぬように努力しよう、こういうお話がございましてけれども、コスト・ダウン

はせい、しかしそのコスト・アップになるような要素、施策をすることは間違ひではないか、こういう主張に対しては、十二分にこれは考慮せられることと思ひますが、公共料金を上げないという中に、九州が日本一の電力料を支払わなければならない理由はないじゃないか、あるいは九州の後進性をさらに固定化するような点は、施策はすべきでないじゃないかということ、先般両大臣に陳情いたしました九州関係議員の強い主張は、十二分に一生かされように御配慮願ひたいということとを希望として申しておきます。

経済企画庁長官、あのときに、できるだけ努力をしましようということのようでしたが、公式に御答弁をされておきたいと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) 私努力すること、もちろんでありまして、たびたびそういうことは申し上げておるものであります。ただ低開発地域で後進地域であるから、会社の経理、あるいは将来の電力供給の拡大、そういうようなことまで、もう一切犠牲にしても、とにかく後進地域だから下げなくちゃいけないという理屈は私は成り立たないのじゃないかというのを、ひそかに考へて後進地域開発は開発として、これは別に、別にといつては語弊がありますけれども、その観点から、一つの方策は講じていかなければならぬのじゃないか。ただしこの電力料金の問題は、できるだけ抑制する方向で努力したいと思ひます。

○吉田法晴君 時間があまりないようですから、要点だけお尋ねをしておきたいと思ひます。ドル防衛については、これは別に時間を十分取つて論

議をしなければならぬ問題ではないかと思ひますが、質問を、予算委員会等でなされております質疑応答等を考えながら、質疑が落ちておる点について、一点だけお伺ひをしておきたいと思ひます。

それはICA資金の削除については、特に質疑がなされておりますが、家族の引き揚げは、これは来年の一月から始まる問題ですが、これは六、七千ドルという点も出てくる。ところが特に今後アメリカの輸出の増大、あるいは輸入の抑制という点が起つて参ります。日本の経済援助の肩がわりもございまして、東南アジアその他の貿易の面での影響、これはヨーロッパ地域についても、景気政策の面に輸出の増大等の努力が行なわれ、東南アジア等においては、貿易の激しい競争が起つて参る。貿易の面での影響あるいは経済援助の面での影響というのを、どういふ工合に考へておられますか、その点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) 抽象的に考へて、そういうような影響が起る場合があり得るということは、もちろんこれは考へておられますけれども、それは具体的にどのくらいな、どういふ程度で出てくるかというところは、率直に言つて私も皆目見当がついておりません。これはむしろ来年の初めに、ケネディ新大統領が就任してから、新しい米國政府が政策を打ち出してくるであらうと思ひますから、根本的には日本の産業の国際競争力というものを、できるだけ強化していくという方向の方針をとつていくことにあることは、これは申すまでもないことですが、具体的に

どういふふうな対策をとるか、その問題については、見当がつかぬのはけしからぬじゃないかとおっしゃるかも知れませんが、實際だれも見当がつかないのじゃないかと思つておるのです。十分に警戒しつつ、今向こうの出方を見ておるということです。

○吉田法晴君 このICA資金の削除その他から、たとえば肥料とか、あるいはセメントとか、そういうものについては、これはケネディ内閣にならなくても、すぐ現われてくるのではないかと思はれるのですが、資料もつけようです、通産省等で影響のある分野、それから影響の程度等について、試算をされておる、試算をしようという試みがありますかどうか。

○国務大臣(権名悦三郎君) ICAの域外調達資金全体で最近日本に買いつけておるものは、一億ちよつとと思ひます。そのうち最も影響のあるのは、肥料とセメント、こういうふうに考へておりますが、その影響の現われて参りますのは、大体既契約その他いろいろな諸準備をしたものについては、これは認めて、しからざるものから始めるということになりますから、三十六年度の後半期において、ぼつぼつこの影響が現われてくるのじゃないか。そうして肥料につきましては、南朝鮮、それから台湾等がおもてこたひして、それからICAの域外調達の全部が三千万ドルぐらいと記憶しておりますが、全部影響をままするころむつて参れば、三十六年度以降において、その金額の調達が削除されるということになるのであります。しかしアメリカの肥料の状況から見まして、はたして輸出余力があるかどうかというより

○国務大臣(迫水久常君) アメリカからドル防衛に伴いまして、経済協力の

あるいは前委員会でお聞きになった
かもしれませんが、ただいま調べてみ
たんですが、今はございませんです
が、昭和二十九年までには燃料費が

それで先ほどの質問の関連ですか
ら、結論だけ申し上げますと、もうす
でに両大臣の腹の中には、これは値上
げしなければできぬのだというのが基
礎になっておる。だから慎重という

○国務大臣(椎名悦三郎君) 資本費のために値上げするのだと、そり言い切ったわけでもございませんが、とにかく電気料金に、非常に大きな影響を持つものは資本費であるということだ

だといふことがいわれておるわけですから。そうすると、一体どこで石炭を五千万五百万トン使うつもりですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 新聞の数字は、実はわれわれと何ら關係がない

ので、根拠がない数字でございます。

○阿貝根登君 新聞で根拠がないとおっしゃるけれども、新聞記者の責任じゃないのですよ、これは石炭会社の人たちが今日まで交渉した結果を発表しているのです。新聞の責任じゃないのですよ、新聞の責任じゃない。これは業者がそう言っている、五千五百万トン出したならば、一千万トン余るじゃないかということをおっしゃるわけなんですよ。

○説明員(今井博君) けさの「日本経済」に出ておりました数字の問題につきましては、私からちょっとお答えいたします。

あれは、どういふ試算で出たのか、実は私も出所も存じませんが、現在電力側から、先ほど来大臣がお答えになりましたように、三十八年度千八百万トン、四十二年度二千万トンという提示がございます。

しかし石炭側としては、これでは自信がないので、もう少し引き取り量を多くしてくれぬかという要望を持っておりまして、どの程度要望するかについては、目下検討しております。

それから、この二千万トン、千八百万トンという数字は、これは大体九電力だけの数字でございまして、このほかに常磐火力であるとか、あるいは住友の火力、あるいは今度方針を決定いたしました産炭地の火力の石炭であるとか、こういった問題は、実はこれ以外の数字でございまして、そういう問題を含めて考えなければいかぬという問題が一つあります。それから、電力以外にセメント業界、これは相当大口の消費でございまして、これらの数字も

現在まだ両業界の方に話し合いをいたしております。

それからこれに関連いたしまして、実は通産省の中で最近エネルギー協議会という委員会を設けまして、業界のそういう長期取引の態勢と相呼応して、役所の方でも相談して、いろいろ内面指導を行ないたいと考えておるのではありません。

そういうことで、これからその数字を固めていく段階でございまして、今日、新聞に出ておりました「日本経済」の数字は、ちょっとわれわれとしては了承しかねる数字がだいぶ出ておりました。いずれまたもう少し検討しましてから御連絡いたしたいと思っております。

○阿貝根登君 そうしますと、今後十一年間、毎年五千五百万トン平均の石炭を使うということが経済企画庁から出され、これは閣議でも認められておるものと思うのです。そういったしますと、その五千五百万トンは、一体電力で、どのくらい三十八年度は使うのですか。

○説明員(今井博君) 三十五年度が約千六百万トンちょっと欠けるかと思っております。三十六年度はこれに對しまして約百万トンくらいは増加する。三十八年までは大体百万トンずつ増加する、こういうふうにお考え願いたいと思っております。

○阿貝根登君 重油専焼ボイラーが現在三十八年度まで規制されておるが、聞くところによりますと、もうすでにそれを見越して、ほとんどの工事は、専焼ボイラーになっておると聞いておりますが、その詳細がおわかりだったらお知らせ願います。

○説明員(今井博君) 重油専焼火力の計画は、現在九電力でおっしゃるようになっていますが、いろいろ進めてございまして、かしこからやはり石炭でやるという計画でやっております。石炭専焼火力は、やはり従来通り、そういう計画をいたしておるの、一、二、これは例外はございまして、従来通りの計画でございまして、以後非常にふえる。電力需要が予想よりもふえる。その分について重油専焼で補いたい。こういう計画のようになっています。

○阿貝根登君 さらにこの価格の問題で、政府の指示によつて千二百円コスト・ダウンするために、今日まで三万九千名の人々が職場を追われているわけですね。あと七万名の人が、三十八年までに追われるわけですね。かりに、そのために千二百円下がったから、石炭工業はこれで安定だと、千二百円も下げたから、電力代も、これだけ下がりましたと、国民全般の経済に對して、これだけ貢献しましたということになれば、私はまた一応考えざるを得ないところがあると思うのです。

ところが今度は、通産行政の指導によつて、それだけの犠牲をしいたけれども、今度はもっと重油は下がって、千二百円下げて、重油は下がつてくると、そうして千二百円下げて、重油と太刀打ちが絶対石炭はできないということ、これは、われわれもとうに叫んできたことですよ、現実問題として、石炭会社が今ごろになって気づいて、一生懸命になって騒いでいるのですが、この対策は、どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 非常に石炭業界に痛い目を忍んでいただいて、千二百円の値下げをする。ところが重

油の値下がり、意外にもっとはなはだしいというよりな事態に當面した場合に、一体どうするかというお話でございますが、これにつきましては、十分には責任を持って、石炭業界を守らなければならぬ。その方法といたしましては、大口消費者との間に、一つの協議会を作りまして、そうして彼らの十分な納得を得て、そうしてあくまでこの重油の値下がりに対抗して、石炭産業を守るといふ方法をとりたい、かように考えている次第であります。

○阿貝根登君 もうそういう抽象的なことをお聞きしても、現実問題はもっと苦しいので、逆に皮肉なことには、これはもう政府の言われている通り聞いておつたのでは、これはやっていけないところ、石炭業者自身が、油にどんどん手を出していつて、三井にしろ、三菱にしろ、あるいは北炭、そういうところは、ほとんど油の方に手を出してきたというこの現実、一体どういふふうにお考えになつておるか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) つまりどの程度準備態勢を整えているか、私もまだ詳しく存じませんが、情勢の推移に従つて、多角経営をやつて、その打撃を幾らかでも軽減しようという態勢を整えつつあるものと考えられるのであります。これをやめたいというわけには参りません。いずれにいたしましても、そういうみずから自分の企業を守るというものについては、これはそのままにいたしまして、そういう態勢を整え得ないものも、業界に相当あるものでありますから、それらの企業を中心として、あくまでこの重油値下がり

についての不測の損害をこうむらないように守りたいと、かように考えるわけでありまして。

○阿貝根登君 その理論は、少しおかしいじゃないですか。こういふ日本の国内産業が、大部分外国の資本に仰ぎ、外国から輸入を仰ぐ油に押されてきている。その場合石炭に對しても、放漫なことは許さぬぞという過酷な指示をしたならば、それを守る義務があると思ふのです。それを守ることがせよ、自由経済だから、それは安い方が売れますよというよりな、放任したやり方をやるから、今度はみずからが油に手を出すということになつてくるならば、今後通産省が、他の油を使用している企業に對して規制をせよとか、国内産業を守るといふ立場から、あるいはあらゆる政策をされる場合に、一般産業の人が聞きませうか。石炭自身が、油に投資をしていつた場合に、一体石炭といふものは、もう捨ててしまつたのか。たとえば電力は電力会社、あるいはガスならガス会社に、石炭を使え、国策としてこれだけの石炭を使つてもらいたいというよりなことになるてきています。石炭業者自身が油に手を出しておつた場合に、それが私は聞けるかと思ふのです。そういう放漫にされておるから、私は石炭といふものが非常な苦境に今日に立ち至つておると、かように思ふのですが、いかがですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) かりに石炭業に携わつておるところで油に手を出さなくとも、これは重油の方面に手を出すものがふえてくることは、これはどうも防ぎ得ないと思ふのであります。で、むしろ石炭業に對する打撃を

軽減する意味において、これを兼業するといふような場合は、これはやむを得ない。その業界の打撃を緩和する意味において、むしろこれは奨励といふことでもございませぬけれども、これはいかんともいたしがないと思うのであります。

ただ、その場合に、そろばん上の解決はつくけれども、石炭産業に従事しておる従業員のその犠牲において云々といふことになりますと、これは非常に大きな問題でもございますから、そういう点は、兼業——油の方に手を出さぬにいかかわらず、この従業員の福祉はどこまでも守るといふ点まで目を屈かして、そして打撃が少しでも及ばないようにするといふ心がまえを持って指導したいと考えておるのであります。

○阿具根登君 大臣と私の考え方が、だいぶ違つておつて、大臣は商人の立場からものを言つておられると思うのです。私は、そういう立場であつたに質問しているのじゃないのだ。あなたは日本の経済の責任者として、商工大臣として、石炭政策、エネルギー政策に対して、どういふお考えをお持ちになっておられるかを——現実はどうなつておられますよといふことを言つておるのに、あなたは業者の立場に立つて答弁をされておられるに私は思ひます。もうかる方について、損するのをカバーするのだ、これは商人の言う言葉なんです。

だから、日本のエネルギー全般から見た場合に、あなたがここに言つておられるように、日本の経済が二倍に伸びるならば、鉄工業は三倍以上に伸びなければならぬ、そのためには低廉なエネルギーを豊富にやらねばならぬ、こ

う言つておられる。その一環として千二百円コスト・ダウンして石炭を出してくれと言つておられる。しかもそれは国内産業である。その国内産業が非常に苦しい立場に、みずから追いやり

ておるといふときに立ち至つて、政府はどう対処すべきであるか。五千五百万トンなら五千五百万トンの石炭に對して、どこまで責任をお持ちですか。あなた方が責任を持たないから、炭鉱業自体が油に手を出していったら、今後あなた方が、今度これは大へんだといふときには、一体どうなるかといふ私は高い政治責任の立場から、あなたに質問しているのですけれども、あなたは、石炭のことを言へば、石炭業者代表になつてみたり、油のことを質問すれば、油の業者代表になつてみて、安いかもろかるから、

そうするのだと、そういうふうな感覚で、私はものを言つてもいいくないと思つておるのです。だからそういうこれは政府がきめた政策なんです。その政策が、こうしてくずれてきておるではありませんか。それなら一体、どうしますかといふ質問が私の根本になつておるのですから、そういう立場で御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(権名悦三郎君) 結局五千五百万トンのラインは、これを堅持いたしまして、そうして当初の方針通り電力会社その他にこれを売らせるように指導する。ただ油の方も兼業するといふことを禁ずるといふわけにはいかぬ。こういうことを申し上げておるだけですよ。

○阿具根登君 そうです。それでは、五千五百万トンの石炭は出ます。これは業界も言つておる通りに、出ます。さあ出たが、今度は油と競合して、そうしてこれが使えない。あるいは値段が折り合わないといふような場合は、どういふ政策をとつて五千五百万トンをお守りになりますか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 先ほど申し上げたように、重油の値下がり如意外に早いかもしれぬ。そういう場合には、石炭千二百円の引き下げでは足らぬのではないかと、そういう場合には、どうするかといふお話がございましたから、その問題については、たとえ予期以上に重油の値下がりがあつても、五千五百万トンのラインを堅持するように大口消費者との間に協議会を作つて、そうして責任を持って、これを実行するようにいたします。こういうことを申し上げたのであります。

○阿具根登君 油の業者ですから、重油を下げろ下げろと言われるならば、私のところではそれを原料にしてガスを作つて、安いガスをガス会社に供給して、安いかういふことを言つておるわけなんです。逆の方ではですね。一方では、石炭業者でござい、このままいつたなら、五千五百万トンの石炭を出したならば、これは貯炭の山になつて、また苦しいから重油に手を伸ばしましよといふことを言つておるわけなんです。現実には、あなたのおつしやるような案なんじゃないのです。

そういう場合に、たとえば油業者がガスを作るといふことは、これはちよつと待つてくれとか、あるいは石炭業者が油に手を出すのは待つてくれとか、そういうような何かの政策がなかったならば、あなたは大口業者に使え

使えとおつしやるけれども、おそらく電力会社だって——これは今新聞でついているのは責任持たぬとおつしやるけれども、これは電力会社の本音だと思つて、私は、そうしたら、安い方を使え、こういうのに違ひないのです。これだけ下がつても、電力の料金を上げますぞと強ひることを言つて、私はおそろく上がると思つて、

大臣がここで上げませんといふことを言い切らぬ以上は、上がると思つて、どういふ現実の中で、あなたのように、何も方策がなくて話し合ひで使わせますと、そんなまぬぬいものでは私はとても人はついてこぬと思つて、何かそこについてこぬと思つて、私はいふところの考えなければならぬ、私はこう思ふのです。

○国務大臣(権名悦三郎君) 重油の輸入統制をやるといふ建前なら、これはもう何をかいわんやであります。とにかくしかる限りにおいて、石炭業者以外のものが重油を入れて、そうしてこれに對抗するような方策が、もしとられるとすれば、これは防ぎようがない。同じことだと思つておるのです。

でありますから、どこまでも大口需要者に責任を負わして、そうして五千五百万トンのラインを堅持する、こういう構えでいくより仕方がないと私は思ひます。もしもこれ一步を進めて、重油の輸入を抑制するといふところまでゆくら、あなたのおつしやる通りやりまされども、これはむしろ石炭業者にやつてもらつた方が、あるいは場合によつては、そのコントロールがきいていいんじゃないかといふような氣もいたしますが、これはまあしかなければ、私はここで言い切るつもり

りはございませぬけれども、とにかく石炭業者がやらなければ、だれかがやる。それを禁止することができない以上は、これはやむを得ざる策ではないか。だからどこまでも五千五百万トンのラインを堅持いたしまして、そうして大口需要者に、犠牲を忍んでもこれを使つてもらふ、使わせる、こういう指導をし、また為替自由化の問題が、これに関連してどうなりますかしりませんが、なかなか石油といふものについては、これは自由化の実現はむずかしいと思つておられます。その他いろいろの施策によつて、かような方向に誘導するといふこと以外に、適当な方法はないと私も考へるのであります。

○委員(長) 御本亭(君) ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員(長) 御本亭(君) 速記を始めて下さい。

○阿具根登君 大臣は、今言われましたように、石炭の五千五百万をどうして使わんだと、しかし、重油の規制はできないんだと、こつとこつとやるなら、一体燃料政策は、どこにもつておられるのですか。エネルギーはどのくらい使ひお考えですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) ずつとその将来のことまで、私はここで約束するわけに参りませぬから、絶対に重油の規制といふものはやるべきものじゃない、またやらないんだという建前を私がここで表明しているわけじゃない。ただ、石炭業者がやらなければ、ほかの者がやるんだとい

ことになりすから、その場合において、特に石炭業者に対して、重油をいじくることはやめろと、こう言つてみたところが、大した効力がないんじゃないかと、こういうふうに考へるのでございすから、どこまでも、もとに返つて、そして五千五百万トンの線を堅持する、こういうことを一つ、どこまでもかたくりまして、そして、他の事情によつて規制政策がとられるという場合には、これはもう石炭業者であらうと、ほかの者であらうと、これはできないんですから、そういうことを申し上げておるのであります。

○阿貝根登君 石炭の五千五百万トンだけ言つたから、五千五百万トンだけで、あとは何ほでも重油を使つておられるように思つておられるが、エネルギー対策を、そこで説明して下さい。

大体三十五年度どのくらいエネルギーを使つて、その中に石炭どのくらい、三十六年度はどのくらいだと、ちゃんと十年計画ができてはいます。十年計画のエネルギーは、どのくらい入つておられるのか、そういうのを無視して、この場当たりの答弁をしてもらつちや困る。計画は、ちゃんとできているんです……。

○説明員(今井博君) エネルギー全体の問題を、簡単に私から御説明いたしますと、今度の所得増進計画にからみまして、エネルギーの小委員会が出ました結論が答申になっておりますが、三十四年度の石炭の生産は、国内炭と輸入炭と合わせまして五千六百七十五万トンで、このうち、国内炭は四千七百八十八万トンでございす。これが四十五年度には、どういふ比率になるかと申しますと、石炭が——この場合

の三十四年度の比重は、全体のエネルギーの中で三七・八%ということになっております。国内炭だけをとりますと、三一・九%でございす。これが、四十五年度は、石炭全体でもつて八千四百六十四万トンで、そのうち、国内精炭が五千五百万トン、輸入炭が二千五百六十四万トンでございす。エネルギー全体の比重は、石炭が二八・七%、国内炭だけとりますと一八%ということになっております。

それだけ絶対量はふえますが、相対的な比重から申しますと、それだけ石炭の比重が落ちまして、石油、電力等のエネルギーがふえる、こういう計画に相なつております。

○阿貝根登君 そういたしますと、何かの形で規制しなければならぬようになつてくると思ふんです。石炭は五千五百万トンと規制されたわけですね。石炭は頭打ち五千五百万トンと規制する。重油は野放しに規制しないんだ、石炭業者が買わなければ、だれかが買う。なんぼでも入つてくるのだと、そういう答弁にならないでしやう。総エネルギーの三七・八%なら三七・八%石炭は使うのだ。そうするなら、あと油はどのくらいと決まつておるはずだ。頭打ちがあるはずだ。だから、それを無制限にするのじやなく、そして、頭打ちしなければならぬ時期がすでに来てるのじやないか。また、すぐ来るのじやないか。中に国家というものがあつたらば、規制しなければならぬはずで、何でも野放しということではできないはずなんです。そういう場合に、数量を規制するの、あるいは、値段において規制するの、関税をかけるの、消費税

をかけるのか、いろいろな政策というものがあつたはずなんです。ただ向うから希望をすれば入るんだ、やるんだ、そういう無責任なんじゃないはずなんです。

だから、これに対してどういふ対策をお持ちですかと、こういうことを言つておられるわけなんです。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 自由化問題につきましては、石油の自由化というものは、なかなかこれは大問題でございすので、ただいまのところでは、これを自由化する、いつから自由化するというようなことは決めておりませんから、したがつて、お説のとおり、為替の制当によつて規制するということになつておるわけにございす。その間において関税あるいは消費税等をどういふふうに行なうかというところにつきましては、今から予測するわけにも参りません。

いろいろな情勢によつて適宜考へていかなければならぬ問題だと思ひます。いすれにいたしましても、これを野放しというふうな前提のもとには、ただいまのところでは考へておりません。

○阿貝根登君 池田内閣の貿易自由化の発表では、たしか三年間かにかつておつたと思ふんですが、そうじやないですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 石油、石炭は、三年間の間にやるといふのは入つておりません。

○委員(鈴木孝弘君) ちょっと速記を止めて。

○委員(鈴木孝弘君) 速記を始めて下さい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 三年間の間に約八割、正確に言つて七七%、そ

の外に、石油は入つております。そして、できたならやる、そのあとで……それができると、九割ということになりす。

○栗山良夫君 食糧はどうなつていましたかね。食糧のパーセンテージはどうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 食糧、つまり主食は、自由化いたしません。しないことになつております。最後の一〇%であります。

○阿貝根登君 それでは次に進みますが、その次に「合理化を推進する」ともに関係各省と協力して炭鉱離職者に対する援護措置を積極的に進める方針でございす。というのを言われたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 当初は、職場のあるところに移動して、そして新しい職場につかせるという考えであつたのでありますが、それではとても実際に合わない。特に炭鉱労働者は、中年の人が多いのでありまして、家族を引き連れて遠隔の土地や、知らない土地に簡単に移動するわけには参らぬ。そこでどうしても居すわりのままで新しい職場につくようにしなければならぬ、こういうようなことで、炭鉱の住宅から通えるような所で、そして新しい産業地帯を設定する資格条件を備へているような土地もございすので、そういうような方面に急速に公共事業を強化拡充、施行いたしまして、そして新しい職場を提供する。

さしあたりその公共事業の強化拡充という点に關連して職場を提供し、またそれができ上つた後においては、

次に新しい産業が誘致されるわけでありす。そこにまた落ちつき先きを見つけることができる、こういうような点を一強化していく、こういう方針であります。

なおこれのみならず、その適格者が、遠隔の土地に行くことが、もしできるといふ人に対しては、そういうチャンスをはかす、優先的に与へるようにするという意味において労働省が中心になつて、広域の職場のあつせん、施策を講ずるということに相なつておるのでございす。その他、新しい職業訓練その他いろいろな施設を労働省が中心になつて考へておる、こういう状況でございす。

○阿貝根登君 あとのことは私も知つておりますが、前に非常にいいことを言われたので、これを一つ念を押して実現してもらいたいと思ふのです。言われましたように、中年の職業は、職業輔導をやつても、ほとんどありません。そういたしますと住宅はある、労働力はある、その場所工場を誘致するのが一番いいことなんです。最初言われたその点につきまして、私は非常に敬意を表するのでございす。それだけでは工場は集まらない。

御承知と思ひますが、英米等ではその工場まで政府が建ててやつておる、そういうところは、いわゆる立地条件が政府の考へておる、あるいはそういう事業に携わる人が考へておる、好条件ではないわけなんです。住宅と労働者を得る、しかしそれが非常に港湾に近いところであつたり、あるいは非常に便利のいいところであるということには限りません。炭鉱は、どこでも山にあると思ふなければならぬ。

らいへんびなところにあるわけです。そうすると、そこに工場を持つてくるというところは、言うだけはやすくして、なかなか金を出す人はいない。そうすると、大臣がそこまでお考え下さいますならば、政府が、そこに工場を誘致するためには、何らかの補助をしていただくかなければならない。それはどういうふうにお考えをお持ちなのでしょうか。政府が力を貸してやらなければ、たとえは英国のように建物を建てる、機械も貸してやらう、そしてそれが軌道に乗った後何十年間に返す、こういうふうになれば、家と人もおるの、企業も誘致できると思うのですが、ただ、そこに家と人間がおりますよ、ここに工場を作りなさいと言つても、これはできない、かけ声だけだ、だからその点を、はっきりお示し願ひたいと思います。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 外国の事例にも、非常に至れり尽せりの施設をやつておられるところがあるように聞いておりますが、お話を通り、放つておいて工場ができるものではございませう。ただ単に道路をよくするとか、あるいは港をよくなるというだけでは、なかなか確実に工場誘致というところは、できがたい場合が相当あると思ひます。

そこで、通産省の所管ではございせんけれども、すでに池田総理も、この工場誘致、新しい産業地帯の設定をして工場を誘致する上においては、税制上の措置も講じてやらなければならぬ、それから特に政府資金の融資も、長期低利にやることもやううというふうな、これについては、相当力を入れるということをすでに公の席上に

おいて話していることでもございませう。通産省といつたしましては、こういったような問題を各所管省に働きかけまして、そしてほんとうに工場誘致が出来ますように、今後とも万全の努力をしたいと考えております。

○阿具根登君 その問題ですが、今まで御答弁お願いできたとするならば、今度はやはり、具体的に御明示をお願いしたいと思つて、各省に御相談もあるかと思つて、これは各省ではなくても、大蔵省ぐらゐ相談してもらへば、労働省なんか喜んで飛びついてくると思つて、だから産炭地のどこどこに、どれだけの労働者が失業している。また今後どれだけの失業者が出るのだというところは、すぐわかるはずで、だから、そこには、どういふ工業が持つてこれられるのだ、どれだけの労働者が、そこで就業できるのだ、その工場誘致に対しては、今言われましては資金のあつせんとか、あるいは低利、長期融資とかいふことがあるけれども、池田さん、池田総理の言つておられるのは、産炭地、炭鉱の失業者とか駐留軍の失業者に対する考え方ではないのです。池田さんの言つておられるのは、いわゆる所得倍増になつて、その倍増に置いていかれるようなところに、そういうことをしたい、こういうこと言つておられるわけ、極端に今出ている、今の問題を言つておられるわけではないのです。

○説明員(今井博君) 私から、具体的な問題でございませうのでお答えいたします。ただいま大臣が御答弁になりました問題は、やはり産炭地に工場を誘致して、

これでもつて雇用の吸収並びに需要の確保をはかるということが、石炭問題解決の一番根本的な筋である。こう考えまして、実は産炭地に工場をどうして誘致したらいいかという問題について検討を進めて参りまして、来年度は、一応予算を大蔵省の方に提出いたします。

その非常なアウトラインだけを簡単に申し上げますと、北九州の苅田、裏門司、若松、こういうところに、現在工場の埋立地として非常に適当なところがございませうので、そこに財政資金を投じて埋め立てを促進していく、あるいはそれに関連して、いろいろ道路の問題、工業用水の問題等もございませうので、それをもあわせてやる計画を今作つて折衝いたしております。これは北九州は、御承知のように水の問題が非常に難点でございませうので、工業用水の問題をいかに解決すれば、別にそう大きな補助をしなくても、現在の日本の状況からみますと、相当工場というものは、希望者がある、こう考えております。

○阿具根登君 非常にけつこうなお考へですけれども、まあ十一万からの労働者のうちの大体過半数はあそこにおられると思うのですが、これではできないから何かほかのところにこういふ考へ方を持つておられますか。

○説明員(今井博君) このほかにまあ産炭地の振興対策といふことを考えまして、このほかにまあ雇用の吸収をもつて、このほかにまあ雇用の吸収を進めようといふのをあわせて考えなさいかぬ、こう考へておられて、来年度は鉱害復旧の促進について、従来よりはもう一歩前進したい、こういうふう

に、消費地では石炭が油に対抗することは、やはりおっしゃるようになかなかむずかしい問題がございませう。しかし産炭地においてはこれは十分油と対抗できる、これがやはりヨーロッパと日本と事情が違ふところだと思つて、日本としては産炭地に工場を持ち、産炭地に電力を起すという考へ方をとらなさいかぬ、こう考へまして、重油専焼火力の問題等との関連におきまして、産炭地一つ大規模な低品位炭の火力を作るといふことと、これは通産省としては方針を決定いたしました。来年度これの具体化の一步を踏み出したと思つて、今公益事業局と折衝いたしております。それによつてやはり石炭を電氣にかえて石炭の需要を促進する、そういうことがやはり産炭地の振興の一助にもなるのじゃないか、こういうふうな考へております。

○阿具根登君 私どもも相当な問題を出して、通産省にも御検討を願つておるのですが、今言われたようなものも非常にけつこうだと思ひますし、若松、苅田、裏門司等の問題もあります。現実問題として、これはもう失業者が出て、中年以降の人は非常に困つておる。出た失業者は労働省の責任でございませうが、出した責任は通産省が持たなければいけません。通産省がそういうものが出ないような政策をやつてくれるならば、労働者は今のような苦しい目に会ふ必要はないのです。実際中年以降の人は現在仕事がない。だからこの中の一つでも、来年度からでも着手ができるように一つ極力御努力

けれども、もつと、とにかく筑費の中で具体的にこうするのだ、こういう産炭地振興方策がすでにでき上がって、法案も用意をされ、予算の裏づけもあつて、次の国会に出される、こういう段階にきておられなければならないと思うのです、今までのあれからいふと、それには少しまだ具体性がないように思うのですが、もう少し具体案を出し得る段階にまだ達していないのですか、あるいは法律案でも出すだけの段階に到達していないのですか。

それから低品位炭の火力発電という点は前から論議をされて、菊田のほうは筑費でも作るということで、協調融資ですか、あるいは電力会社と炭鉱会社の協調で出資をするようですけれども、産炭地に工場を誘致するという点からいふと、立地条件、産業誘致をする立地条件を筑費に作り、その具体案ができ、そして低品位炭の火力発電だけでなくて、あるいはガス化にしても、あるいは一部が実行に移っておりますけれども、坑内ガスを引くばつて化学工業を興すと、これはまあ若松のガスが一部、水も引かれて、行なわれておりますけれども、そういう具体案を筑費の中でとにかく検討をして、そしてそういう具体案と、それからこれに伴います道路とか水だとか、そういう実際に産業が興えるような立地を作る。これを含んで、イギリスの例も出ましたけれども、新しい産業、新しい工業地帯あるいは新しい住宅地域を作る、こういうことではないですか、実際の間に合わせぬと思うのです。少し具体化がおそいのじゃないですか。もう少し馬力をかけて、この次の国会ぐらいには出せるように一つ願いたいと思

うのですが、いかがですか。

○説明員(今井博君) おっしゃる通りに、結論から申しますと、筑費地区でもつと広範な産炭地振興を考えたらどうかという質問に対しては、結論から申しますと、まだ具体的な成案がございませぬ、まだそういう法案を提出するという段階にも至っておりません。これは実はわれわれも九州へ二度ほど参りまして、現地の人のいろいろなお話を聞きました。何か名案がないかということではいろいろ今日まで研究いたして参つたのでありますが、現在までのところはそういう段階で、非常に残念ながらまだ研究未熟でございます。しかし、これは先ほど申しましたのは、土地の造成その他を一つの問題として提案いたしました次第でございます。いまして、われわれとしては、できるならば、これは産炭地振興事業団というふうなものを作つて、もつと広範な産炭地振興の方策を果は取り上げていく。これはたとえば炭鉱機械の下請工場がたぐさんございませぬ、これをどういふふうに処置し、どういふふう

は、実は先ほど申しました土地造成の問題と合わせる実は一応計画として考へまして、予算を要求いたしてありますが、これとても実は相当根本的なもつといろいろ調査研究しなければならぬ問題が多々ございませぬので、やはりこれからできるだけのいろいろ皆さんの御意見を承り、総知を集めまして、自信のあるそういう計画を作りたい、いま少しの時間をおかし願いたいと思ひます。

○吉田法晴君 まあ遠賀川の汚水処理も含んで産炭地振興政策という一般的な方針はすでに前に出たけれども、しかしその具体化が、北九州なりあるいは菊田等を含んで産業立地条件としては予算要求を伴つて具体化しようとしているけれども、筑費地区に工場を誘致する、あるいは工場地帯を作る等の具体策を含んでおられようです。ですから、今の御答弁は、いわば一般的な方針、あるいは事務局段階での希望の程度にとどまつて、省議、閣議まではきておられぬ。総理大臣の発言もあるけれども、それは筑費なりあるいは産炭地振興の具体策としては少し的がはずれていゝといひますか、少しはみ出し

てゐる。こういう点からいって、大臣としてこれを取り上げて具体化する構想を政府の責任において進めなければならぬと思うのですが、大臣のとにかく今述べられた、あるいは私も述べましたけれども、方策を具体化する一つの決意を承りたい。

○阿具根登君 時間がないので私もこれでやめますが、この問題は政府の方策によつてこういう失業者が出てきたというところを一つお忘れにならぬように願ひたい。そうすると、通産省の仕事としては、こういうのをやる場合に、失業者が出て失業者をどうするかということではなくて、こういう政策を立てれば失業者が出るということはわかつてゐるから、その政策を立てるときには反対の政策を持つておられなければならないはずなんです。これは諸外国御勉強になつておわかりになつておると思うのですけれども、諸外国ではちゃんと、失業者を出す場合にはどうしなればならぬといふことがはつきりできておる。こういう点も十分お考えになつておられ、所得倍増ばかり一枚看板で、池田さんの言うことばかり言つておられても、その陰にはその口食えなうみじめな状態じゃ、所得倍増なんて叫んでも何もならぬ。一部の人はよくなるかもしれない。ゴルフ場はどんなふうなるでしょう。ゴルフをやつて遊ぶ連中もおるでしょう、金をたくさん出して。ところがその陰に恵まれなう人がその犠牲になつて出てきておる。こういうことを政治家として忘れてはならぬと思ふ。特に通産行政におられる大臣としては、私は一べん石炭地帯でも見てこれらの方がいいんじゃないかと思ふのです。これはだれの責任かというところをお考え願ひたいと思ふ。ただ、今失業者が出てゐるからどうするということではなくて、もつと積極的にやつていただかねば、私はどんなに政策を看板に掲げられても、実際の下層階級の人たちは決して皆さんの政策

へ喜んでついてきません。その点特にお願いしておきます。

○阿部竹松君 だいたいおそくなりまして、大臣に一つ、二つお尋ねしておきたいと思ひます。なお、公益事業局長さんかどなたかおいでになつておりますか……

それではお尋ねいたしますが、電気料金のことではいせんまでいろいろと論議しておつたが、何だかしり切れトノボのようになったので、二つ、三つ手続に關してお尋ねしてみたいと思ひます。通産産業大臣にお尋ねするわけですが、大臣の行政措置で値上げを認めることができる、まあこのようではないでしうけれども、平易な言葉で申し上げるとそのようなことになるわけでしょうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 公共料金の問題については、きわめて事が重大であるから、閣議の了解を得て措置をしていく、こういう注文が前から出ておるようでございませぬ。それで大体専門事項でございませぬけれども、閣議の了解を得てきめたいと思ひます。

○阿部竹松君 そうしますと公益事業令ですか、電気事業法の三十四条か五条か、そのあたりはつきり知りませぬけれども、その条文の中に、これも平易な言葉で申し上げると、かかっただけの実費は大臣が認めて料金としてきめることができる。これは文章はこのようにできておられぬかもしれませぬけれども、内容はそういうふうになつてゐると記憶しておりますが。

○国務大臣(椎名悦三郎君) お話の通りであります。

○阿部竹松君 そうしますと、閣議に諮つて大臣がきめることですか、わ

れわれとやかく言う筋合いのものでは表面にはないわけですが、やはり一國の基幹産業であるし、経済界に及ぼす影響も甚大であるといふところから、権限外であるかどうかは抜きにして、やはり国会でいふ問題になるわけですが、そこで、たまたま思い出したのが、今より四年前から三年前にかけてだと思ふのですが、北陸電気と東北電気です、東北電力株式会社、この会社で、小さい端数は別といたしまして、二二%と二三%の電気料金の値上げ申請を時の通商産業省にしたことがあるわけですが、そのときに通産省の結論が、小田さんという今経済企画院あたりに行っておられる人で、当時の局長だと記憶しているが、一四%という値上げの結論を通産省として出した。そこで、一方は一七%という数字を出して持ってきたわけですが、どっちが正しいのですか、こう言つたところが、どつちも正しい、こういうような話でした。これは当時の速記録をひもといて見ればわかるわけですが、一七%なら一七%、これは通産省として正しいのですよ、こういうのなら話がわかる。あるいは一四%、これがあらゆる電気会社の計数にメスを入れて、実費がこれだけだといつて、一四%ですよといつて持ってきたのなら、これまた話はわかるけれども、今言つたように、ずっと数字を出して、どつちも正しいのですと、言ひの通産省の答へだつたので、僕らびつくりした。しかし、ここでてんやわんややつたところから、僕たちの権限はないわけですから、強い要望を出してそのときおさまつたわけですが、当時電気料金が上るという問題については、相当事前に通産

省がメスを入れなければならぬし、その通りやりますと、上がるとか上らないとか、新聞にいち早く出て問題になるから、その以前に国会の皆さん方に、心配しないように審議していただきます、こういう動きがありますよ、こうしなければならぬと、行政指導の反面、われわれに教えていただくということになつておつたわけですが、それがわれわれに教えていたより先に新聞に出てしまつたり、ラジオで放送されている。こういう問題について、当時のことを知らないと言へばそれまでですが、速記録を見ればわかるわけですが、それから私は、もう四、五日たつて特別国会が終つて、少ししたば通常国会が召集されるわけですが、一月月間休会になるわけです。通産大臣がほんとによつても、これは何ら違法じゃないのですが、前のことがあつたので、その間の手続をお聞かせ願ひたいというのがまず第一の質問であります。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 私は、この前の北陸、東北の値上げのときは、どういふ一体意図か、よく調べてみましたが、国会にお諮りするつもりはございませぬが、御質問があれば、できるだけのことはお答へする、こういうつもりでやつております。この前のいきさつはよく調べてみます。しかし、この問題については、国会にお諮りした上できめるといふことは考えておりません。

○阿部竹松君 東北と北陸ですよ、東京ではございませぬよ。あの方方はよくわからなかつたのですが、国会に諮るといふのですか。そのあたりの答弁がよく聞き取れなかつたわけですが。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 国会に諮るといふ考え方は持つておりません。

○阿部竹松君 そりすると、当時の通産大臣は水田さん、今の大臣は、その人の言質をたてにとつて言ひわけではありませぬが、あなたのお話でいふと、開き無用というわけですか、当時の話は逃げて、国会に諮る気持は一切ございませぬ、こういうことですか、軍刀直入に一つ御答へ願ひます。

○國務大臣(椎名悦三郎君) そりといふ意味ではございませぬが、国会に諮つてきめなければならぬといふ問題ではございませぬ。もとより、これは通産大臣の責任においてきめることになつておりますが、公共料金は影響するところきわめて重大であるから、特別に閣議の了解を求める、こういうことになつてゐるようでありませぬから、閣議には諮りまして、了解を求めたいと考えております。

○阿部竹松君 通産産業大臣は僕の言うことがよくのめ込みないかもしれませぬが、前にこういふことがありまして、たので、勢頭で申し上げたように、あなたにきめることができるということはお尋ねしておるわけですが、その過程をあまり今までですと、今までは何回もいろいろ問題があつた。そのときに、あなたに先任者あるいはあなたの方の各局長、公益事業局長ですかの答へでは、当然経理に、あるいは計数にメスを入れることになつたが、そのメスを入れた結果は、十分に皆さんにお知らせして、納得のいくように一つ了解を求める方法をいたします、こういうことになつておるわけですが、あなたの言うように諮らうとは思ひませぬといふような話にはなつておらぬわけですが、ですから、そりといふ方法をあなたはお用いにならなければお用いにならざるを得ないわけですがね。そのあたり、どうもはつきりしないのですが。

○國務大臣(椎名悦三郎君) しかし、十分に御意見は承ります、御意見は、たゞいま申し上げたやうな手順できめたいと考えております。

○阿部竹松君 何回も聞いて大へん恐縮ですが御意見を承ります。さいぜんは、私一人できめると、どこをさしておつちやつてゐるかわかりませぬが、私の聞くのがまずいからそりいふ答弁になるのかもしれないけれども、ただ在来のようにやつて下さいと言つても、あなたは御承知おきないのだから、無理な話ですが、そりいふ九電力会社の経理なり、あるいは事業実績にあつた方では何ら関知しておらないわけはないわけですから、関知しておるでせう。おそろく関知しておらないとは思ひませぬ。それほど通産省がふぬけておるとは私は思ひませぬ。そりいふのはわかるのだから、事前に――電気会社から申請があるその以前に、一から十まではわからなくても、大筋はわかつておる。そりいふことに誤解がこないようにいち早く、われわれも論議に加えてくれなかつたといふことは、ここで決議するとか決議しないとかいふ筋合いのものではございませぬが、全部が納得するように、あなたはそりいふ方法をとらないか、こういう

ことを言つてゐるわけですが。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 値上げ問題に關しての御発言も、これは御自由でございませぬし、御発言の趣旨については十分にこれを尊重して参りたいと存じます。ただきめるときに、国会に諮つてきめるといふことでございませぬ、これは一つの行政手続でありますから、もとより通産大臣の専管でございふことになつておるのでございませぬから、それできめて差しつかえないのでありますけれども、閣議には了解をとつてきめたい、かように考えております。国会の御発言等につきましては十分に尊重して、重要な参考資料いたすことはもちろんでございませぬ。

○吉田法晴君 質問が残りましたが、それは他日に譲る以外にないでしよ。

一つ御了承を得たいと思うのですが、これは私の方の理事、それから自民党さんの方の理事に内々御相談を申し上げておるのですが、具体的な内容は理事等で御相談願ひとして、電気料金の値上げ抑制に關する決議をしたい、こういう点だけは一つお取り上げをいただきたいのですが、内容は理事の方にはまかせます。意図しますところは、先ほど申し上げたやうな、今後の開発資金あるいは従来の開発資金も料金に影響してゐるわけですが、電源開発の資金も財政資金を大幅に投入して、電気料金等公共料金の値上げを抑制すべきである、こういう決議をしたいといふ御相談を申し上げたい。

○委員長(鈴木幸三君) 速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(細木享弘君) 速記を始めて下さい。

ただいま吉田君から決議の問題についての御発言がございましたが、この点につきましては、十分理事会において相談の上、適当に取り扱うこととしたと存じます。

他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、両大臣の所信に対する質疑は一応この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

十二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、海外経済協力基金法案(予備審査のための付託は十二月十日)